

## 令和5年第7回美幌町議会定例会会議録

令和5年12月12日 開会

令和5年12月15日 閉会

令和5年12月14日 第3号

## ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問                      4 番 高 橋 秀 明 君  
                                                 1 1 番 大 江 道 男 君  
                                                 1 0 番 吉 住 博 幸 君
- 日程第 3 報告第 1 2 号 経済教育常任委員会事務調査結果報告について
- 追加日程第 1 決議案第 1 号 イスラエルとパレスチナの市民や子どもを狙ったすべての  
暴力行為を非難し、即時停戦を求める決議について
- 日程第 4 議案第 5 9 号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について
- 日程第 5 議案第 6 0 号 美幌町税条例の一部を改正する条例制定について

## ○出席議員

|                 |     |                 |
|-----------------|-----|-----------------|
| 1 番 木 村 利 昭 君   | 副議長 | 2 番 馬 場 博 美 君   |
| 3 番 横 山 清 美 君   |     | 4 番 高 橋 秀 明 君   |
| 5 番 宮 崎 奈津江 君   |     | 6 番 上 杉 晃 央 君   |
| 7 番 稲 垣 淳 一 君   |     | 8 番 藤 原 公 一 君   |
| 9 番 伊 藤 伸 司 君   |     | 1 0 番 吉 住 博 幸 君 |
| 1 1 番 大 江 道 男 君 |     | 1 2 番 松 浦 和 浩 君 |
| 1 3 番 大 原 昇 君   | 議 長 | 1 4 番 戸 澤 義 典 君 |

## ○欠席議員

なし

## ○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席説明員

|                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 美 幌 町 長 平 野 浩 司 君 | 教 育 委 員 会 長 矢 萩 浩 君 |
| 監 査 委 員 西 村 与志博 君 |                     |

## ○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席受任説明員

|                               |                               |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 副 町 長 高 崎 利 明 君               | 総 務 部 長 那 須 清 二 君             |
| 町民生活部長 関 弘 法 君                | 福 祉 部 長 河 端 勲 君               |
| 経 済 部 長 後 藤 秀 人 君             | 建 設 部 長 遠 國 求 君               |
| 病 院 事 務 長 但 馬 憲 司 君           | 事 務 連 絡 室 長 横 山 聖 二 君         |
| 会 計 管 理 者 田 中 三智雄 君           | 総 務 課 長 斉 藤 浩 司 君             |
| 危機対策課長 多 田 敏 明 君              | 政 策 課 長 沖 崎 寿 和 君             |
| 地方創生担当主幹<br>兼デジタル推進主幹 竹 下 護 君 | 財 務 課 長 吉 田 善 一 君             |
| 町民活動課長 佐久間 大 樹 君              | 戸籍保険課長<br>選挙管理委員会事務局長 佐々木 斉 君 |
| 税 務 課 長 松 尾 まゆみ 君             | 社会福祉課長 水 上 修 一 君              |
| 児童支援主幹 大 内 直 樹 君              | 保健福祉課長 立 花 良 行 君              |

|           |    |     |           |    |     |
|-----------|----|-----|-----------|----|-----|
| 農林政策課長    | 橋本 | 勝君  | 耕地林務主幹    | 伊藤 | 寿君  |
| 農業委員会事務局長 |    |     |           |    |     |
| 農業振興主幹    | 午来 | 博君  | 商工観光課長    | 鶴田 | 雅規君 |
| 建設課長      | 森口 | 尚博君 | 建築主幹      | 宮田 | 英和君 |
| 建築技術主幹    | 廣田 | 吉輝君 | 環境管理課長    | 影山 | 俊幸君 |
| 上下水道課長    | 石山 | 隆信君 | 病院総務課長    | 以頭 | 隆志君 |
| 地域医療連携課長  | 高山 | 吉春君 | 事務連絡室次長   | 藤田 | 静思君 |
| 教育部長      | 遠藤 | 明君  | 学校教育課長    | 中尾 | 亘君  |
| 学校給食課長    | 片平 | 英樹君 | 社会教育課長    | 浅野 | 謙司君 |
| スポーツ振興課長  | 弓山 | 俊君  | 博物館課長     | 鬼丸 | 和幸君 |
| 監査委員事務局長  | 小室 | 保男君 | 監査委員事務局次長 | 小室 | 秀隆君 |

○議会事務局出席者

|      |    |     |      |    |     |
|------|----|-----|------|----|-----|
| 事務局長 | 小室 | 保男君 | 次長   | 小室 | 秀隆君 |
| 議事係長 | 高田 | 秀昭君 | 庶務係長 | 村田 | 剛君  |
| 庶務係  | 金子 | 未准君 |      |    |     |

午前１０時００分 開議

### ◎開議宣告

○議長（戸澤義典君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、これから令和５年第７回美幌町議会定例会第３日目の会議を開きます。

---

### ◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（戸澤義典君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、８番藤原公一さん、９番伊藤伸司さんを指名します。

---

### ◎諸般の報告

○議長（戸澤義典君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（小室保男君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配信しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づく出席説明員につきましては、１日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第２ 一般質問

○議長（戸澤義典君） 日程第２ 一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により発言を許します。

４番高橋秀明さん。

○４番（高橋秀明君） 〔登壇〕 おはよ

うございます。

事前に一般質問の通告を出しております。

それに従いまして質問をさせていただきます。

第１に、ごみの減量化及びリサイクルについて。

２番目として、高病原性鳥インフルエンザ及び鳥獣対策についてであります。

まず、１番目のごみ減量化についてでありますけれども、プラスチックごみのリサイクルについてということで、質問いたします。

令和４年第１１回美幌町議会定例会において、議会経済教育常任委員会より事務調査報告しております「ごみの減量化及びリサイクルについて」であります。

事務調査報告の中で「美幌町においては、町で回収している容器包装プラスチック（その他プラスチック）ごみは、令和３年度で２６６トンとなっており、このうち約９割の２４３トンは再商品化実施委託料を支払い、容器包装プラスチックリサイクル協会へ処理委託し、リサイクル処理されなかった約１割の２３トンは埋立て処分されている状況にある。これらのことから、燃料化が可能な廃プラスチックをクリーンエネルギーとして有効活用することで、埋立処分場の延命化、また、焼却処分に回されるごみの減量化により、斜網地区一般廃棄物広域処理に係る負担金の軽減などが期待できる。今後、リサイクルされなかった廃プラスチックを含めたその他プラスチックや事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等を燃料とした樹脂燃料ハイブリッドボイラー等による再資源化の可能性について調査研究を行うとともに、燃料コストが増大している公共施設への導入のほか、再資源化に取り組む民間事業者への導入等補助により、排出抑制及び再資源化促進の検討を速やかに行う必要があ

る」と報告しております。

また、斜網地区一般廃棄物広域中間処理施設整備に当たっては、ウクライナ情勢等による資材調達のための時間確保及び土木関係者の働き方改革などにより、当初予定していた令和10年4月の稼働が、令和11年9月から令和12年6月の稼働開始へ延期となる見通しとのことであります。

このことにより、現在の第Ⅲ期埋立処分場では、ごみの受入れができなくなる状況も考えられます。

埋立処分場の延命化にもなりますので、燃料化可能な廃プラスチックをクリーンエネルギーとして有効活用することで、早急に、プラスチックごみをボイラー燃料として利用する樹脂燃料ハイブリッドボイラーの公共施設への導入や民間事業者への導入等に対する補助を実施すべきと考えますが、町長の考え方を伺います。

2番目、高病原性鳥インフルエンザ及び鳥獣対策についてであります。

渡り鳥の飛来が活発になる10月に入り、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。

10月4日に美唄市で回収された野鳥の死骸から、25日には別海町で回収されたタンチョウの死骸から、11月6日には標津町で回収されたタンチョウの死骸から、22日には11日から15日にかけて中標津町、標茶町、別海町、大樹町の4町で回収されたタンチョウ2羽を含む野鳥4羽の死骸からそれぞれ確認され、今季は拡大傾向にあるとの新聞報道がされました。

これまでの高病原性鳥インフルエンザ対策の取組と関連する鳥獣対策について伺います。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 〔登壇〕 高橋議員の御質問に答弁いたします。

初めに、ごみの減量化及びリサイクルについてであります。令和元年5月に、関

係省庁によるプラスチック資源循環戦略が策定され、その基本原則の中で、プラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を減らした上で、再生材や紙・バイオマスプラスチック等の再生可能資源に切り替えるとともに、プラスチック製品の使用後は、リサイクルによる再生利用、それが難しい場合には、熱回収によるエネルギー利用を図ることとされております。

本町で回収している容器包装プラスチック（その他プラスチック）ごみにつきましては、令和2年度から4年度までの平均が約268トンとなっており、このうち約9割の226トン分については、再商品化実施委託料として年間約11万6,000円を支払って処理しているところであります。

第Ⅳ期埋立処分場の整備についてですが、令和8年10月の供用開始を目指し、今年度の実施設計を委託、令和6年度から工事に着手できるように進めております。

一方、斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会が進めている一般廃棄物広域中間処理施設の整備につきましては、稼働開始が延期となる見通しを受け、現在、埋立て中の第Ⅲ期埋立処分場及び埋立てが終了している第Ⅰ期、第Ⅱ期埋立処分場の延命化を図るべく、残余容量調査の来年度実施を検討しているところであります。

御質問のその他プラスチックごみや事業活動に伴うプラスチック使用製品産業廃棄物等の燃料化につきましては、樹脂燃料に応じた分別や樹脂燃料を製造する事業者の確保が課題であり、また、プラスチックの原料が炭素を含む石油であることから、炭素が燃焼によってCO<sub>2</sub>となり、大気中へ排出されることは、カーボンニュートラルの取組に反するものと捉えられ、将来的には樹脂燃料の確保が難しくなるのではないかと考えております。

このことから、樹脂燃料ハイブリッドボイラーを公共施設へ導入するほか、民間事業者が導入する際の補助制度につきまして

は、費用対効果も含め難しいのではないかと考えております。

なお、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく、容器包装のみならず製品を含めたプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び処理方法については、斜網地区協議会にて検討する予定でありますので、御理解をよろしくお願いいたします。

次に、高病原性鳥インフルエンザ及び鳥獣対策についてであります。本町では、令和4年3月と同年5月に発見されたオジロワシ各一羽について、高病原性鳥インフルエンザに感染していたことが判明いたしました。

鳥インフルエンザ対策の取組につきましては、主に都道府県及び政令市が所管する業務であります。死亡した鳥を発見し通報があった場合、町は通報者に素手で触らないよう注意を促すとともに、北海道に対し鳥の収容及び検査を依頼しております。

また、鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された場合には、関連する鳥獣対策を含め関係機関等と連携をとり、速やかに対応してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 再質問をさせていただきます。

まず、プラごみの話なのですが、1回目の町長の答弁で、樹脂燃料を製造する事業者の確保が課題であり、将来的には樹脂燃料の確保が難しくなることから、樹脂燃料ハイブリットボイラーを公共施設へ導入するほか、民間事業者が導入する際の補助制度については、費用対効果を含めて難しいのではないかとという答弁であります。

つい最近の新聞報道によりますと、プラスチックゴミをボイラー燃料として利用す

るため、道内の産業機械製造販売企業が開発したシステムを、海洋プラスチックごみ処分に悩む道外自治体などで相次いで導入していると。

具体的な機械については、破碎機や専用ボイラーなどからなり、プラごみを10ミリ前後のペレット状にして専用ボイラーで燃焼し、暖房、給湯に活用するシステムであります。

導入実績は、今のところ全国で約20の自治体や企業が導入をしており、道内では一社の企業が導入して稼働しているところであります。

導入費用は5,500万円から6,000万円になりますけれども、これは国の補助金を活用でき、実際に活用しているという報道がありました。

また、質問でも述べましたが、美幌においては、プラごみのリサイクル処理の約23トンが埋立て処分されていることや、現在の第Ⅲ期埋立処分場が計画よりも短い期間で満杯になってしまうことなども含め、広域での焼却処分が決まっているからいいのではなく、自分のごみは単なるごみではなく、扱いやすい有益な化石燃料の変化形熱量資源と考えます。

改めて、プラごみ用のボイラー導入について、町長の考え方を伺いますとともに、町長またはこの町でもいいです。

我が町からごみが消えればそれでオーケーなのか、その辺も含めて。

全部焼却処分になりますけれども、広域の処分場ができればそこへ持って行って処分すればオーケーと考えているのか、その辺も含めて再度、答弁をお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回、御質問いただいた内容に対して御答弁させていただいたのは、あくまでも今までその他プラスチックとして資源化を図っている226トンのうち一部、熱源を取るために転換すると

いうか、使用するという提案のお話かなと  
思っているのです。

処分場のごみを減量するという部分につ  
いては、もともとは平均263トン出てい  
て、差引き約30トン強のごみについては  
非常に分別が難しいものですが、それ  
を燃やすという提案ではないと私は受け  
止めているのです。

ですから、ある意味ではごみの減量とい  
うよりも新たな燃料の確保、言うならば、  
エネルギーの確保と受け止めております。

今回、美幌のごみを広域で処理するから  
いいのではなくて、今回考えている226  
トンについては、もともと再利用するた  
めに処理費を払ってきちんと再利用して  
もらうという流れで捉えております。

私どものごみをどこかに持っていけば、  
それで物事が解決するという思いではな  
いことだけは御理解いただきたいと思  
います。

○議長（戸澤義典君） 4番高橋秀明さ  
ん。

○4番（高橋秀明君） そのようなこと  
であれば、これから質問しがいがあるな  
と思っております。

今さらではありますけれども、昨年、経  
済教育常任委員会で調査報告を出して  
おります。

当時、私は委員長で大変頼りなかった  
のですが、委員の皆さんが大変優秀な  
方ばかりで、委員中心にまとめていただ  
いたものを報告しました。

ごみの減量化、リサイクルということ  
で、生ごみ、紙おむつ、剪定枝、リサイ  
クル全般、そして、プラごみについて  
報告しております。

今日の質問の本題であるプラごみにつ  
いての報告を、改めて朗読いたします。

プラスチックごみについて。

江別市内のコープさっぽろエコセンタ  
ーにおいては、廃プラスチックの排出抑  
制とリサイクル率向上を図るため、エネ  
ルギー

化装置である樹脂燃料ハイブリッドボイ  
ラーを導入しているが、その背景の一つ  
として、長崎県対馬市の取組を参考にし  
たとのことである。

対馬市は、海洋プラスチックごみが日  
本で最も多く流れ着く場所と言われている  
が、令和4年2月に海洋プラスチックご  
みを直接燃料に変えるための燃料化シス  
テムを採用、現在はより硬質のプラスチ  
ックごみも破碎できる装置を導入して  
おり、今後はエネルギー化装置である  
樹脂燃料ハイブリッドボイラーを導入し  
、島内の温浴施設で利用する予定との  
ことである。

コープさっぽろエコセンターでは、リ  
サイクル未利用となっている色付きトレ  
イをペレット燃料化し、建物内の暖房、  
給湯システムの熱源として活用され、  
色付きトレイの処分費及び灯油使用量  
の削減による効果は約1,900万円とな  
っている。

この1,900万円は年当たりであります。

美幌町においては、町で回収している  
容器包装プラスチック（その他プラスチ  
ック）ごみは令和3年度で266トンとな  
っており、このうち約9割の243トンは  
再商品化実施委託料を支払い、容器包  
装プラスチックリサイクル協会へ処理  
委託し、リサイクル処理されなかった  
約1割の23トンは埋立て処分されて  
いる状況にある。

これらのことから、燃料化が可能な  
廃プラスチックをクリーンエネルギー  
として有効活用することで、埋立処分  
場の延命化、また、焼却処分に回され  
るごみの減量化により斜網地区一般  
廃棄物広域処理に係る負担金の軽減  
などが期待できる。

今後、リサイクルされなかった廃  
プラスチックを含めた「その他プラスチ  
ック」や、事業活動に伴い生ずる  
プラスチック使用製品産業廃棄物等  
を燃料とした「樹脂燃料ハイブリッド  
ボイラー」等による再資源化の可能  
性について調査研究を行うとともに、  
燃料コストが増大している公共施設へ

の導入のほか、再資源化に取り組む民間事業者への導入等補助により、排出抑制及び再資源化促進の検討を速やかに行う必要がある。

また、美幌町には、木質ペレットを熱源としているB&G海洋センターや木質チップを熱源としている峠の湯びほろがあるが、しゃきつとプラザや給食センターなど、多くの施設は化石燃料を利用した施設の運営を行っている。

今後、廃プラスチックを燃料としたボイラーを導入することで経費削減が見込まれる公共施設や、今後建設される公共施設については、費用対効果を詳細に検証したうえで導入の検討を行うべきと考える云々あります。

全部しゃべりたいのですけれど、少し長いのではしよります。

この中で、今、プラスチックはごみになっておりますけれども、優良な熱資源として考えた場合、素人ではありますがざっと熱量計算をしてみました。

先ほど、温浴施設または工場・事業所へと言いましたけれども、今つくるという手段は、ほとんどA重油でお湯をつくったり、蒸気をつくったりしております。

そのA重油1リットル当たりの熱量が9,500キロカロリーで、これを1キロに直しますと比重もありますので、1キロ当たり1万800キロカロリー。

今の平均単価を考えますと、1キロ当たり130円になります。

それで、プラごみの熱量はといいますと、1キロ当たり9,150キロカロリーで、これは少なめに見てあります。

キロ当たりだと大体変わらないのです、大幅には変わらない。

先ほど、答弁にもCO<sub>2</sub>云々とありました。

CO<sub>2</sub>はA重油3.3キログラム、プラごみも同じです。

これは、プラごみといっても、根っこは

石油ですから同じです。

木質チップ1キログラム当たり4,300キロカロリーで、半分以下でCO<sub>2</sub>は1.64キロ当たり。

ただ、木質の場合は、光合成しているのでCO<sub>2</sub>はプラマイゼロとなっています。

このプラマイゼロというのは、今、網走でもバイオマス発電をやっていますよね。

そこの所長と話をしたときに、CO<sub>2</sub>はどうなっているのかと聞くと、CO<sub>2</sub>は出るけれども、この施設は山から発生した廃材、間伐材とかを前提としてやっていますので、プラマイゼロにしてこの施設をやっているという見解を示されていました。

そこで、当時、ごみの担当職員にも連絡して、それは何とかならないか、こちらのごみを処分してもらえないかという相談をしたこともあります。

その中で、一般的な産業廃棄物、住宅とかをチップ化したものを持っていくと駄目なのかと聞くと、それは駄目だと、それがどこのものかわからないから規則上、そうになっているから無理ですと、それをやれば、もっともっと発電の能力が上がるのですがということでありました。

木質チップについては、そのようなことになります。

我が町の、あえて燃料資源と言いますけれども、町で回収している再生可能プラ全体が約66トンでしたか、それに先ほどの単価130円をかけた場合には、3,458万円、半分にしても相当な数字となります。

これは、現実的に埋立てプラ23トンでしたか、それが130円とすると約300万円、これは土の中に埋めているという話。

埋めた後は燃やせば有害ではないのでしようけれども、ずっと埋立てすれば有害物質が残っているという話であります。

それと、そのほかにこの町から出ている産廃のプラごみ、3社合わせて2,207ト

ン、これを金額換算すると2億8,600万円近くになる。

それと、農業用廃プラが172トンぐらいかな、それに単価をかけると2,200万円になります。

これを全部、燃料として有効利用した場合には、3億4,600万円、これを4割でも3割でも有効利用できれば、かなりの数字になるということが分かると思います。

町のごみ処理場においても、これが転がっているということです。

おまけに、再生可能プラですか、それは11万何がしを払って、処理に出しているという現実であります。

僕は、重油がこれだけ美幌町にただで転がっているとは思えないのです。

それで、何の手当てもできないのかというと、そうでもない。

そのような機器が存在して、道内企業なのですけれども、今やっていると新聞に書いてありました。

我々が委員会として視察に行ったところも同じ会社です。

2年前に、この会社は総理大臣賞、SDGs関係の特別賞をいただいて、表彰状をもらっています。

取っかかりは、海洋漂着プラが何とかならないかということで、そこから研究が始まったそうですが、これを利用すれば、今回の答弁と違った答えが出てくるのではないかなと僕は考えて、今このようなことをしゃべっています。

そのようなことも踏まえて、今すぐどうのこうのするという問題にはならないと思いますけれども、意識づけとして再度、町長のお考えを伺います。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） まずは、廃プラスチック、私どもはごみと言っていますが、実は資源化しています。

ごみと言うからごみをイメージしてしまうのですけれども、廃プラスチックをどう

捉えるか、まずはそれを考えなければいけないと思うのです。

その中で、焼却することによって、プラスチックですからいろいろ種類があつて熱量は高いのです。

先ほど言ったように、重油で言えばキログラム当たりの熱量ですけれど、片方であれば1リットル当たりというか。

ですから、当然、ペットボトルであれば1万1,000とか熱量が高く、その差があることはありますけれども、今回お話しているのは、一つの国の流れとして再利用できるものは再利用してくださいということです。

繰り返しますけれど、実際に報告いただいた数字と違いますが、今回、答弁書に書いた226トンについては、11万円のお金を払ってリサイクルに回しますよということだけなのです。

逆に、リサイクルに出さないで熱源として町がやるということを判断すれば、確かに、高橋議員がおっしゃる論理は成り立つのです。

ただ、私としてはというか、町としては、あえて炭素を出すような行為をあまりすべきでないと、リサイクルに回せるのであれば、それはそれで一つの炭素量を制限できるというか、燃やすということは必ず水が出るので、そのことを放置するのはいかなものかというだけの話です。

今度は、熱源として取る場合、私も当時、視察されてきたところの資料をもらった記憶があるので、いろいろ見させてもらいました。

注目される場所は注目されているのですけれども、先ほど実態として、道内の実績について議員は1か所とおっしゃいましたが、実際は2か所なのです。

ですから、2か所では進んでいるのですけれども、それも2017年ぐらいです。

このようないいものがなぜ北海道で普及していかないのだという疑念の中で、ボーイ

ラー自体は熱を変換するというものとしてはいいものだと思うのですが、そこに代わるペレット化をすとか、それから裁断化するという作業も含めてトータル的なものでいけば、答弁にも書いてありますが、しっかり費用対効果を考えてやらなければいけないのかなと思っています。

話は少し変わるかもしれませんが、今までの石油依存型という化石燃料に関わるもの、例えば、重油を今後は何かに変えなければいけないということを多分、議員も考えている話の中で、今回提案されていると思います。

ごみと燃料によって経費が削減できるということを一緒に質問されているので、あえて言いますが、分けて物事を考える中で、今出ている廃プラスチックというものについては、今までどおり12万円ぐらいかかりますけれど、きちんと再利用として出していくことが望ましいのではないかなと思っています。

先ほどの繰り返しになりますけれども、20何ぼについては、私の計算でいけば、分析すると分けようがないという問題があって、それを燃やすのであれば、基準の数値を全部クリアできる、何でも燃やせるボイラーというのはなかなか難しいので、これを燃やせるということの考え方であればまた変わってくるのかなと。

それをどうするかというのは単独町村ではできないので、広域で生ごみとかも含めてどうすることがいいかということで今、協議をしたいという状況でありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 理解はちょっと困難であると、まず言っておきます。

CO<sub>2</sub>排出云々と町長は言いましたけれども、重油が廃プラに置き換わるということで、これは排出にならないのです。

政府もそのような理解でやっています。

僕が間違えましたけれど、道内1社が実際には2社だということです。

そのようなものを受けて、承認をしてもらってこのボイラーというか、このようなものをつくっていますので、CO<sub>2</sub>は吐き出さないとすれば、広域の焼却も駄目ですよという話になってしまいます。

このごみに関して、CO<sub>2</sub>は今後の話としてどうかしておいてください。

そうしないと話がこんがらがりますから。

どちらにしてもCO<sub>2</sub>は出ますから、自然エネルギーのソーラー、太陽光にしたって、電気をつくるまでの過程でもたくさんのプラスチックを原料としていますので、CO<sub>2</sub>は出しているのです。

それを今度、寿命を終えてそれを処分するにしても、CO<sub>2</sub>は十分吐き出すのですから。

これは人間のわがままで、エネルギーがなかったら今の豊かな、便利な生活が成り立たないのでこのようなことをやっているのです。

根っことして僕はそう思っていますから、この件に関しては今後、町長は考え方を少し変えて、これについてももう少し研究をしていただけるだろうという期待を持って、これはこれで終わります。

それともう一つ、鳥インフルエンザの再質問です。

これは、役場で何とか解決せよと言っているわけではありません。

前回、一般質問でシストセンチュウについてやりましたけれども、一自治体でどうのこうのできる話でないのは分かりながら、注意喚起のお願いとしてこれを出しました。

新聞報道によりますと、道内の高病原性鳥インフルエンザの発生状況は、12月13日、昨日現在で29例目、管内では1,003例目ぐらいだそうですけれども、令和4年に美幌町で感染が発生し

ていますが、今後いつまた美幌町内で感染が発生するか分かりません。

そのためにもまず、対応マニュアルを策定すべきと考えますが、実態を伺います。

○議長（戸澤義典君） 環境管理課長。

○環境管理課長（影山俊幸君） ただいまの鳥インフルエンザが発生した場合の町の対応マニュアルということでございますけれども、こちらの所管は都道府県で、美幌町ですと北海道ということになります。

町独自ではなくて北海道で対応マニュアルと、それから、環境省でも野鳥における高病原性鳥インフルエンザにかかる対応技術マニュアルというものを定めてございます。

ですので、こちらに基づいた北海道の対応となり、町といたしましては北海道に相談しながら対応してまいりたいと考えてございます。

よろしくをお願いします。

○議長（戸澤義典君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 多分、そのようなことになろうかと思います。

この鳥インフルエンザ、人間には直接的な感染はないとなされているものを見ると、そのようでありますけれども、ただ、感染した鳥なり、動物、キツネや鹿、野犬でもいいですが、それに触れた場合には感染のリスクが高いよだとか、感染します。

ふんとか、そのようなものに触っただけでもなる可能性が高いと。

日本ではまだ事例は見られていないようなのですが、鳥インフルエンザが発症している、拡大している場所においては人間にも感染すると、感染内容は関連する雑誌や新聞等、厚生労働省の報告にも書いてありましたが、感染した場合の致死率は53%だそうです。

感染したら半分は死ぬぞという話です。

全部調べていないから分からないそうですが、感染が判明された場合には、

そのぐらいの確率で死に至るということでもあります。

美幌町ではそのようなものがないから安全ですよということにはならないと思うのです。

質問に、鳥獣の処理、扱い、対策はということも書かせていただきました。

もしカラスに感染していたら、その感染しているカラスに直接、生きているカラスに触るということはないのですけれども、仮に死んでいるカラスに子供らが触ってしまったという場合には、感染のリスクが高いという質問であります。

この前に、熊の駆除、被害の対策もありましたけれども、鳥獣対策として鳥インフルエンザも含めた中で、一体的に考えていかなければならないのかなと、この問題を見たときに頭の中でそう考えるようになりました。

その辺のことも含めて、今後、町としての対応をお聞きして、この質問を終わりとします。

町長、どうですか。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） なかなか町として、事前にこのようなことを想定してという部分については、先ほど担当からもお話をさせていただきましたけれど、マニュアル等が環境省、道から出ている中で対応させてもらいます。

ただ、一つの例でカラスが道端で死んでいたときに、今言ったような鳥インフルエンザの可能性もあるということで、むやみに直接触ったりとか、そのようなことはしないようにという周知を皆さんにするぐらいしかできないのかなと思っております。

特に、鳥獣の中で言えば、鳥類が亡くなるということに対しては、そのことを頭に入れて対応をしてもらおうよう町としてはきちんと周知する、回数を増やすとか、そのようなことはしっかりやっていきたいと思っています。

○議長（戸澤義典君） これで、4番高橋秀明さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は11時とします。

午前10時52分 休憩

---

午前11時00分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順により発言を許します。

11番大江道男さん。

○11番（大江道男君） [登壇] 私は、通告しております3項目について、以下、質問を行います。

1項目めは、道営住宅（シルバーハウジング）への冷房設置についてであります。

地球沸騰化とも表現される異常な暑さに対応し、美幌町として稲美と新町の二つのシルバーハウジングに関わる予算を支出するという事態となっております。

新町道営住宅（シルバーハウジング）の共用部分であります。

相談室への冷房設備設置に関わって、北海道は道営住宅の外壁への穴あけを認めていないと。

したがって、既設のFFストーブ2台のうち1台を撤去し、そこに開けられている穴を活用してエアコンを設置することと、このような事態になっております。

もう一つは、相談室へのエアコン設置は必要最低限の備品に該当しないと、道の見解が示されておりまして、前段申し上げましたように、美幌町の負担で188万4,000円の予算でエアコン設置が予定されています。

シルバーハウジング住宅は、高齢者、障がい者の入居を前提に設置されておりますが、道が必要最低限の備品に該当しないとの見解を示し設置しないため、急遽、美幌町の負担でエアコンを設置しなければならないということになっております。

応急措置としてはやむを得ないと、私は

理解しております。

しかしながら、道の見解は、美幌町民として全く理解・納得できるものではありません。

道の見解に対して町長はどのように受け止めておられるのか、まず伺います。

また、道営住宅（シルバーハウジング）は全道的に広く設置されており、市町村共通の問題と考えます。

道営住宅（シルバーハウジング）の相談室へのエアコン設置は道費で行うべきであることを、全道の市町村を挙げて道に申入れすべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

質問の2項目めは、医療体制についてであります。

今年の夏、町内の耳鼻咽喉科医院が閉鎖されまして、現在の建物が売りに出されている旨の情報もあります。

難聴などで悩まれる方、補聴器購入予定の方々、学校の定期聴力検査で専門医の精密検査を求められる子供たちを中心に、町内に耳鼻咽喉科医院の開業継続、あるいは、国保病院への医師の招聘を求める声が高まっています。

また、国保病院で白内障の手術ができれば、北見市などへ通院せずに地元で治療を受けられることから、国保病院の眼科体制の充実を求める声もございます。

当面、この2点を含めて積極的に町内の医療体制の充実を図るべきと考えますが、町長の見解を伺います。

3項目めは、公営住宅について。

バリアフリー化の促進ということで質問をいたします。

高齢化の進展によって、車椅子生活を余儀なくされる方々が増加しておりますが、既設の公営住宅での入居受入れ対応が間に合わない状況にあります。

住み慣れた美幌町で生活したいとの願いを受け止め、既設の公営住宅のバリアフリー化の促進を図るべきと思いますが、入居

受入れの状況と改善方を伺います。

第1回目の質問といたします。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 〔登壇〕 大江議員の御質問に答弁いたします。

初めに、道営住宅の設備について。

今回の猛暑を踏まえ、高齢者や障がい者の方々を入居対象としたシルバーハウジングへのエアコン設置は必須と判断し、入居者の方々の共用スペースである相談室への整備を北海道に希望したところですが、エアコンは最低限の備品に該当しないことから、北海道では整備できないとの回答であったため、美幌町で整備することといたしました。

昨今の夏本番の異常な暑さから、北海道においてもエアコンは必需品と感じており、特に体力のない方々にとっての今夏のような暑さは、生命にも関わるものと考えております。

市中にクーリングシェルターを設置しても、そこへの移動が困難な方々が居住する施設であり、そこに居住する方々が避暑する場所の設置は、設置者の責務により行うものと認識していることから、機会を捉えて申入れをしたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、医療体制について。

医療体制の充実につきましては、近年、町内の診療所が様々な事情から閉院され、地域に密着し健康を支えてくれるかかりつけ医の減少により、地域の医療機能が低下しており、町内における医療体制の充実は大変重要な課題と受け止めております。

御質問の耳鼻咽喉科につきましては、地域におけるニーズが高い診療科であると認識しておりますが、国保病院への医師招聘にあっては、医師の確保だけではなく、診療に当たる看護師や医事会計スタッフの増員、待合室や会計待ちのスペース確保など、多くの課題があると考えております。

次に、白内障の手術につきましては、技

術向上や機器の進歩により、短時間かつ短期入院の治療が可能となっており、日帰りの手術も行われている状況から、国保病院において手術や入院に関わる看護スタッフの確保や教育、手術装置や器具の整備などの条件を整えば、旭川医大の協力を得ながら、現行の国保病院の診療体制であっても手術実施の可能性があると考えております。

町内におきましても、高齢により北見や旭川まで行くことができず、生活に支障を来している患者様がいることは認識しており、今後、当院において白内障手術が可能となるよう旭川医大と協議を進めてまいりたいと考えております。

現状におきましては、地方への医師の招聘や開業医の誘致などは大変厳しい状況にありますが、開業支援を行うなど、地域医療確立のため取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、公営住宅について。

高齢社会の進展、不慮の事故やけがといった、入居後に身体が不自由な状況になる場合も考えられるため、施設のバリアフリー化の重要性は、非常に高いと考えております。

1点目の車椅子を使用されている方の受入れの現状についてですが、入居申込時点で既に車椅子を使用されている方は、比較的建设年次の新しいバリアフリー仕様の設計がなされた団地に限られてしまうのが現状であります。

しかし、車椅子対応の団地に空き部屋がなく、入居が難しい場合もあります。

改善方策につきましては、既存団地の老朽化が進行していることから、今後、美幌町公営住宅等長寿命化計画に基づき、順次、建て替えを進めていくことで、施設のバリアフリー化を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男君） 順次、再質問をしたいと思います。

一つは、町民的に言えば、なぜ道営住宅の整備をシルバーハウジングの公営住宅が配置されている市町村が行わなければならないのかと、誰もが疑問に思います。

やむを得ないので予算化したと私は思っておりますので、当初は北海道に対して猛烈な怒りが湧きました。

冷房をつけるために穴を空けること、外壁の穴開けは道として認めないと。

ふざけるなという問題ですよ。

それでやむを得ず、FFストーブのために当初から穴が開けられていたものの一つを利用して、エアコンを設置せざるを得ないと。

お聞きしますと、今のエアコンはむしろ冷暖房を兼ね備えたもののほうが安いということで、それはそれでいいのかと。

FFストーブを1台にしても、暖房能力が低下することはないということで、取りあえず気持ちは収めました、おかしいのではないですかね。

冷房を目的にして穴を開けることは認めないと、私はこの見解に物すごく納得がいきません。

あわせて、最低限度の備品とは認めないという見解は、これも全く認められるものではないと。

だって今、国連の事務総長、事務局長ですか、地球は沸騰化している、温暖化ではないというような状況だと。

住宅でいえば、最も配慮を必要とする高齢者や障がい者の専用住宅において、エアコンを設置するというのは、当たり前の時代ではないかと。

確かに平成17年、18年の時点で当町に設置されたシルバーハウジングの時代で

は、異常な暑さがなかったもので、設置計画、事業計画の中にエアコンの設置は入っていない。

その後、急激に強まっている暑さ対策で、どの都府県でも必要なエアコンの設置は急速に広まって、むしろ都府県においては、設置が完了しているという状況ですよ。

今日、北海道の暑さ対策に対する姿勢がここにあらわれていると、私は強い怒りを持って、今、発言をしております。

全体の時間がありますので、そのことに対する見解は併せて聞かせていただきたいと思うのですが、都府県のシルバーハウジングにおける共用部分へのエアコン設置状況について、幾つかの県に直接問合せをいたしました。

そうすると、不思議な状況が出ています。

当然、県営住宅だから当初から設置している県もありますが、中には、配置されている市町村の利用者からの申請に基づいて、設置費用、運営費用も利用者の負担として設置しているという県もございます。

不思議な状況です。

それで、そもそもシルバーハウジングは、国土交通省と厚生労働省、2省が一体となって高齢者の生活に配慮するという観点で建てられている。

この違いが出てきているのは、福祉的な対応の責任を持っている厚労省の対応に、そもそも欠陥があるのではないかと私は思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、本質の話をさせていただきました。

元に戻すわけではないのですけれども、今回、道営住宅の冷房設備、エアコンをつけるのにいろいろ制限があるということを担当に聞いて、私も道に話をしました。

実際に行って言いたかったのですけれども、まず冷房設備をつけるときに穴を開け

させない意味が分からないと、今まで道が考えてきた流れと、町もそうですけれど暑さという状況が変わっている中において、判断はおかしいですよという話をしました。

ですから、町もエアコンをつけるときには、壁の鉄筋部分を除いて、避けて穴を開けるということは認めています。

なぜそれを道はしないのかと。

ましてや、ストーブを外してその穴を使ってとか、そのようなことは論外だと、それははっきり言いました。

同じく、相談室のエアコンについても何でつけないのかと。

昔は分かる、でも今はそのような時代ではないので、そこで事故があったときには誰が責任を持つのか、それは管理している美幌町ですか、そうはならないよということをはっきり言わせてもらいました。

それで、穴の状況とか、担当よりも上の方が少し考え方を変えるような話をしていました。

これは、本当に誰が言っても納得できないでしょうという話で、それは大江さんと同じです。

エアコンをつけるとまでは言ってくれませんでしたけれど、美幌は今、制度を変えるにしてもそこまで急にシステムを変えられません、うちは待ってられませんよと。

来年の夏、そこに住んでいる方々の命を守るということを考えたら、町は単費でつけますけれど、まだ判断していない町村もあるので、そのことを考えたら最低二つ、穴を開けることを認めること、それから、共有部分の備品として認めることを強くお願いしました。

また、札幌に出向いたときにはそのような話もしたいと思いますし、オホーツク町村会の集まりが年末にありますので、このような話題もしっかりして、納得できないものというよりも、時代とともに変えなけ

ればいけないことはしっかり変えていただきたいということを伝えていきたいと思っております。

よろしくお願いします。

○議長（戸澤義典君） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男君） 会計検査院が国土交通省に意見表示をしているものが手元にあるのですが、全国的に共用部分の相談室あるいは娛樂室の利用が少ないと。

何でだということで検査をしているのです。

平成20年当時の検査内容が示されていて、その中には、暑くて行かれないのだという項目がないのです。

全国調査をやるのであれば、その他の中に含まれているのかもしれませんが、利用者側の声として暑くてとても行かれないという部分が除かれているのです。

しかし、利用者が少ないという認識で、検査に入っているのです。

例えば、ある県でやられているように、つけたいのであれば利用者がお金を出して、運営費も出さないとい。

このような県もある、市町村ではないですよ。

私は、ここに最大の問題があると思います。

公営住宅に入居している、シルバーハウジングの入居資格では、所得ゼロ円から最大で月収15万円程度ですよ。

この人たちが自腹を切って、みんなで集まる場所にエアコンを設置しましょうと、絶対にならないですよ。

しかし、そのような制度的な落とし穴をきちんとつくっておいて、その後の猛暑によって、小中学校へのエアコンの設置が一番遅れていたのは北海道ですよ。

今までは住宅政策に厚生省は関わっていませんでした。

国土交通省の所管事項に対して、高齢者の快適な生活や暮らしに関わって、厚生労

働省も参加して2省で運営するためにつくられたプロジェクトにおいて、厚生労働省は何ら役割を果たしていない。

北海道でもやらざるを得ない状況になっている段階で、高齢者の福祉を担っている厚生労働省が、今日まで役割を果たしていないということについて、私は異常だと思うのです。

本来は、一般会計補正予算で取り上げるべきことかもしれませんが、やはり、このようなふざけたことを放置している国の施策そのものの問題点を明らかにしないと、政治は変わらないと思うので、一般質問で取り上げました。

北海道だけが悪いと当初は思っていたのです。

どの都府県も都府県の負担で設置は済んでいると思ったのですが、調べてみるとそう簡単な話ではないということです。

私は、直ちに厚生労働省として、シルバーハウジングだけではないと思うのですが、シルバーハウジングにかかわらず、今日の地球が異常な状態になっているとき、いつ事故が発生するか分からないということで、緊急に全国へ通達を発すべきだと。

当初の事業計画に含まれていなかったとしても整備として認めると。

エアコンの設置については、当初の2分の1を補助だとか、そのようなレベルで追加予算を配分するということは併せて必要だと思うのですが、町長、どうでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 大江議員が言っていることは、理解する部分もあります。

ただ、私の立場として、今言われたようにここがおかしいとか、ストレートに言えるような立場でもありません。

この頃は、オホーツクの役員にさせていただいたり、それから、自衛隊の役員として本省に行く機会が多く、あとは、道路要

望で国土交通省とかに行く機会がかなり多くあります。

その中で、このことではないですけど、私どもとして今、学校とか公共施設にエアコンをつけるということで、それに対して国がしっかりお金を確保してくれということをお願いしてきたつもりであります。

ですから、直接そこに言えるかどうかは別としても、常日頃、おかしいことはおかしいと言う努力をしておりますので、チャンスがあればしっかり伝えていきたいと思えます。

○議長（戸澤義典君） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男君） 私は、平成20年の会計検査院が指摘している事業計画を樹立するに当たって、どうすべきなのかと、もう一つは、実施後どうするのかということで、両方とも指摘している部分があります。

事業計画になかったのだから現状では仕方がないとは、会計検査院も考えていないのだなと。

この考え方は、シルバーハウジングプロジェクトに大いに反映させるべきだと思いますので、申し上げます。

シルバーハウジングと短く言っていますが、プロジェクトがついているのです。

立てたことで終わるのではなく、その後の運営だとか、管理などについても、一貫して今日まで引き継がれているものだということで考えますと、今、美幌町で起きている問題というのは、プロジェクトのそもそもについてメスを入れる段階に、あっていると思うのです。

当時としては、想定外だったのかもしれませんが、今日では第一に考えなければならぬ暑さ対策ということでありますので、ぜひ、その点でどこの市町村においても全く同じだと思うのです。

逆に、その先頭として胸を張って、町長

として御活躍いただきたいということをあえて申し上げたいと思います。

表現はあまり変わらないのかなと思いますので、この点を申し上げて次の項目に移りたいと思います。

二つ目は、町の医療体制の充実をどうするかということで、差し当たって2点、申し上げます。

耳鼻咽喉科が閉院されたということで、私は、高齢者だけではなくて、子供たちへの影響も広がっているという状況で、これは大変深刻だなと思います。

答弁の最後のほうで、開業支援を行うなど地域医療の確立のために取り組んでいきたいという御見解が示されています。

それと、国保病院への医師の招聘における課題も示されています。

私としては、今の病院の保有者が売りに出しているという情報もあるので、言ってみれば備品は整理されてしまったのかもしれませんが、そう多額なものでもなさそうだとことです。

ある意味で、開業医の方が経営されて、体の調子が悪くて経営が続けられず廃業をするという状態になった建物を含めて、手放す意思があるのであれば、ここをベースにして、ぜひ美幌で開業していただかせんかという呼びかけはあってもいいのではないかと、具体的問題としてそう考えています。

なかなか大変だと思いますけれど、そのような情報発信をして、開業医に来ていただくということは、見込みのない話でしょうか。

どうでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 一般論として今、お話いただいたようなことも考えることは必要かなと思っています。

ただ、実際に耳鼻咽喉科が閉院したことに関わる発言は、今の時点では差し控えさせていただきますと思います。

○議長（戸澤義典君） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男君） 可能性としても、所有者本人が譲ってもいいということであれば、ぜひ御検討いただきたいということをまず、要請したいと思います。

もう一つは、どの時点か分かりませんが、美幌町が補聴器購入に対して助成をするという政策に影響があるのではないだろうかと思います。

補聴器を販売している業者そのものの中に聴力検査などができて、補聴器の調整ができますという広告をごく最近見ました。

そのような受け皿があれば、もしかしたら、その部分については問題がないのかなと、クリアできるのかなと思います。

難聴を誘発する最大の原因をクリアするために補聴器をとる場合に、最初の一步で、耳鼻科の医師がいなくて調整できないという問題が大きく影響するのではないかと心配しております。

その点について、影響はいかでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 影響があるかないかという部分でいけば、その先生がいらっしゃらなくなるとことは影響があると思います。

ただ、補聴器ということに限って、もう少し幅を縮めて考えるならば今、大江議員が言ったように販売するメーカーによっては、専門の技術を持った方がいらっしゃるのか、それを前提に購入してもらうのか。

そこまでいかない補聴器も今、いろいろ売ってたりしますので、そのようなものをつけてもらうということについては、そこまで影響はないのかなと。

ベースになるのは、どのような状況に置かれているかということを本人が理解した上で装着しなければいけないという部分でいけば、一般的にはそのような先生が近くにいていただけることが一番望ましいとい

う認識は持っております。

○議長（戸澤義典君） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男君） 人口が減ることによって、どの分野でも営業できない、あるいは健康などを害して営業を続けられないということなども含めて、我が町としては、拡充とまではいかななくても、医療体制について従来の水準を最低限維持するということで、町として、行政としての努力は大変大きなものがあると思います。

大変困難な課題だと思いますが、一つは、耳鼻咽喉科について引き続き取り組んでいただきたいということを申し上げて、次に進みたいと思います。

白内障の眼内レンズの治療を国保病院で可能とする体制について、相当具体的な御答弁をいただきました。

わざわざ北見、あるいはその他に行かなくてもいい。

私のかみさんは2年待たなければならないということで、遠くの旭川医大に行って手術を受けてきました。

手術はそう困難なものではなくて、地元であればわざわざ入院しなくてもいいというレベルまでになってきているということです。

もし、地元で白内障の手術を受けることができるとなると、関係者は相当喜ぶという話です。

可能性が相当あると期待してしまうのですが、国保病院で眼内レンズの手術ができる可能性がありますよと、今度は御答弁いただければ大変ありがたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、御質問いただいたようなことが早い時期に実施できるよう、今後、旭川医大と詰めていきたいと思っています。

ただ、そのためにはいろいろな機器も用意しなければならないということもあつ

て、今後、機器の提案をして、皆さんに判断いただかなければならないこともありますので、その意味ではよろしく願いたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男君） 前向きに受け止めていきたいと思っています。

最後の質問であります。

公営住宅のバリアフリー化についてであります。

近年、高齢者の中で、車椅子で自立ができるのであれば、公営住宅に入居ができるということで、相当努力されている人たちがいます。

何せ、受け皿が非常に小さいので、入居できないという状況が見られます。

御答弁では、長寿命化計画の推進の中でしっかり図っていきたいという方向なのですが、私は、現在の公営住宅そのものを活用し周辺整備も含めて、特にバリアフリーという点で可能性の高いところについては、一定期間に集中して戸数を増やしていくと。

若干、お金はかかるかと思いますが、分母が大きく広がってきているのではないかという感じをしております。

この間、どこに住むかという問題についていろいろ考えさせられました。

町では、どここの町で今、車椅子で入れる住宅が空いているよという情報をいただいて、連絡もしています。

しかし、私は美幌町に住みたいのだと、それは友達なども含めて、あるいは住み慣れているということで、よその町には最終的には行かれないと足踏みをしている方が、私の知らないところでも結構いるのかなと思います。

公営住宅の入居に当たって、車椅子対応の住宅を求める方々の申請割合は、今どうなっているのでしょうか。

特別、従来どおり変わりがないと、申請

状況はそうですよという状況なのか、あるいは、近年増えているという状況なのか、もし数値があればお示しいただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 建築主幹。

○建築主幹（宮田英和君） ただいまそのような数字は持ち合わせておりませんけれども、当然、車椅子を使用される方の入居申込みがゼロということではございません。

年に1件とか2件とか、多くてもそのような状況でございます。

○議長（戸澤義典君） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男君） 年に一人か二人の中の一人なのかかもしれませんが、残念ながら入居できないと。

半年以上になるのかな。

本人の健康状態も含めてみれば相当長いです。

あるいは、2階、3階に入居しているが足が不自由でどうしても移りたいと、1階に移りたい。

階段も含めて言えば、バリアをなくしたところに行きたいということも含めれば、私の知るところ15年あるいは10年、その希望はかなえられないという状況がございます。

これらも含めて、対象を広げてみたときに、バリアのない公営住宅を求める声は、車椅子に限定しない場合、もっともっと広がるなと思います。

これは、さらに比率が高くなっていくだろうと思うのですが、高齢化の進行に対応して長寿命化の中にバリアフリーをしっかりと入れていくという方向性で取り組むべきではないかと思うのですが、町長、いかがですか。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 既存の施設についてはなかなか難しいというよりも、費用等の部分も含めて、どちらかというと、個別

案件の中でどう関われるかということで御相談いただければと思っております。

なかなか希望どおりいかないことが多いかもしれませんけれども。

今後についてお話いただきましたけれど、これから建て替えするときには、標準的にバリアフリー、ユニバーサルデザインという形で。

これは、国が示しているもので、当然、国民の方々も標準というか、そのような考えでありますので、そのことにはしっかり配慮してつくっていく努力をしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男君） 居住の問題は、権利でもあります。

私がありがたいなと思ったのは、美幌に住み続けたいので、よそで環境が整ったとしても、そこで老後の生活を送るわけにはいかないと、だから美幌町でという思いは、私の知らないところでも相当あるものだと認識しております。

個別の対応も含めて、ぜひ、不自由を強いられている方々の住環境確保のために、ぜひ今後とも努力をしていただきたいということだけは申し上げて、私の今回の質問といたします。

終わります。

○議長（戸澤義典君） これで、11番大江道男さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は13時とします。

午前11時46分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順により発言を許します。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 〔登壇〕 職員の皆さん、ご苦労様です。

一般質問という枠では、あと私一人なものですから、1時間お付き合いを願いたいということと、一つだけ。

どちらかというと私は、町長本人の言葉、教育長、副町長の言葉として記録に残したいものですから、私の聞き方等において、規則的な適用の仕方が間違っているとかであれば、私は素直に聞く耳があります。

政治的判断も絡んできますので、私は、先ほど言った町長、教育長、副町長以外の方は政治的判断をする立場ではない。

もし発言されても、改めて、町長の言葉として受け止めたいものですから、そこまでの心意気で答弁してもらいたいことをまづもってお願いしておきたいということがあります。

では、通告順に従って、質問をさせていただきます。

大きい1項目め、町民会館の配膳室について。

コロナ禍における行動規制・制限も緩和され、町民の方々の日常活動が活発になる中、町民会館においても催し・行事等による利用は増えつつあると感じているところですが、町民会館3階に設置されている配膳室に関する以下の事項について、お尋ねします。

一つ目、令和5年4月からの配膳室利用状況と維持管理経費について、二つ目、配膳室運用における保健所からの規制及び指示事項について、三つ目、利用者及び利用者からの意見・要望等の改善策対応と今後の利用（活用）促進の考え方についてお尋ね申し上げたいと思います。

2項目めであります。

町長の政治姿勢について。

私ども議員を含めて、町長も残り約3年4か月の任期であり、無限にその職が保障されているわけではありません。

美幌町の最高責任者は町長であることから、任期内においてやるべきこと、すべき

ことの中で、町長自ら判断を下さなければ組織が機能しない場合もあると強く思うところですが、以下の事項についてお尋ねします。

一つ目、業者からの参考見積書の精査について。

町は、予算編成時等において、業者から参考見積書を徴していると思いますが、参考見積書の精査はどのように行っているのか伺います。

また、参考見積書と予定価格決定の考え方について併せて伺います。

二つ目、技術職員（技師）の確保について。

美幌町における技術職員（土木、水道、建築、電気）の確保対策について伺います。

三つ目、町長の宿泊を伴う出張と町長指示等について。

今年度に入り、町長の宿泊を伴うオホーツク管外の出張が頻繁にあると感じておりますが、どのような判断の下、出張に行かれているのか伺います。

また、出張時における町長からの指示等の体制はどのようなになっているのか、併せて伺います。

四つ目、教育環境構築の考え方について。

人口減少が続く中、美幌町における教育関係においては、小中一貫校や図書館整備について話題になっております。

町長の任期中に整備時期等、具体的な構想について、町民の皆様にお示しし、速やかに実施すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上、大きい項目2点についてお尋ね申し上げます。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 〔登壇〕 吉住議員の御質問に答弁いたします。

なお、町民会館の配膳室については、教育長から答弁いたします。

町長の政治姿勢について。

1点目の業者からの参考見積書の精査につきましては、令和6年度予算編成打合せ会議において、見積内容が依頼した仕様書等と合致しているか、見積価格が客観的に適正であるかを精査するとともに、工事請負費及び修繕料等の積算に当たっては、単に見積額を採用するのではなく、内容によっては建設部技術職の協力を得ながら、適正な経費であるか等を精査の上、積算するよう指示しているところであります。

次に、参考見積書と予定価格決定の考え方ではありますが、予定価格の決定につきましては、参考見積書などを踏まえ積算した予算額の範囲内において、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短等を考慮して、できる限り客観的に妥当適正な価格で定めなければならないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

2点目の技術職員の確保についてですが、人材確保のための対策として、これまで道内の工業系の大学等への定期的な訪問、学生の職場体験の受入れ、大学内で開催される就職セミナーへの出展など、美幌町の概要や技術職員の仕事内容を学生にPRするなど、人材確保に努めているところであります。

3点目の町長の宿泊を伴う管外出張の判断については、要望活動や企業誘致、首長同士の協議、交渉など、首長として必要なものを出張しております。

また、出張時の指示体制についてですが、文書取扱規程に基づき副町長等に指示を任せた上、町長の指示が必要な場合においては、携帯電話やモバイルノートパソコンから指示を出せる体制を整えております。

4点目の教育施設の整備時期や具体的な構想についてであります。来年度の小学校入学者が100名を割り、以後も入学者数が減り続ける出生数となっております。

町といたしましては、この状況を重く受け止め、今後とも良質な教育環境を提供するため、令和13年度の開校を一つの目安として、小中一貫教育の導入に伴う施設一体型の義務教育学校整備に取り組むと判断し、スピード感を持って取り組むよう教育委員会に指示したところであります。

なお、学校整備は多額の財政負担を伴うため、他の施設整備にも影響を及ぼすことから、今後予定する図書館整備事業におきましても、整備時期や建設場所などを再検討しなければならない状況にあります。

このため、今後、具体的な内容が明らかになりましたら、議会及び町民の皆様にお示しいたしますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 〔登壇〕 吉住議員の御質問にお答えいたします。

御質問の1点目、令和5年4月からの配膳室の利用状況と維持管理経費についてですが、配膳室の利用状況は11月末現在で18件、延べ93人、そのうち宴会等で配膳室を使用したのは5件、30人となっております。

また、維持管理経費は配膳室のみに要した経費として、プロパンガスの基本料・使用料を合わせて、令和4年度使用実績で2万7,825円、厨房機器保守点検料で9万4,000円となっており、光熱水費や清掃委託等の経費は町民会館全体で支出しております。

2点目の配膳室運用における保健所からの規制及び指示事項についてですが、宴会等の際に調理を伴う特定の集まりにおいて営業が伴わない場合は、保健所の許可は必要ないとされているほか、営業であっても調理されたものを持ち込み、即配膳するものについても保健所の営業許可申請は必要ないことを確認しております。

なお、臨時的営業として配膳室で食品を調理し提供する場合には、臨時営業許可の申請が必要となり、利用業者が保健所から許可を得ることとなっております。

3点目の利用者及び利用業者からの意見・要望等の改善策対応と今後の利用促進の考え方についてであります。これまでの一般質問や利用者からは、使用料の負担軽減や会場設営等の御意見がありましたけれども、現状を説明した上で御理解をいただいております。

現在、バンケット機能を有するホテルなどがない状況を踏まえ、施設を利用しやすくするため、使用物品の料金体系など、細部について見直しを進めているところであります。

今後も施設の利用方法について、町民の皆様御意見をいただきながら利便性向上に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、御答弁いたしました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 特に、政治姿勢のほうをやりたいものですから、通告順に教育委員会へお尋ねします。

もう少し足してくる話があったのかなという思いがあります。

私は、しっかりと維持管理費は幾らかかるのだと聞いているもので、それで台所のガス代とかは出てきました。

ほかのこと、例えば、いろいろな災害があつて概略何ぼかかるのだということの概算、その意味での見積りです。

例えば、全体で払っているなら面積割合とか、電気であれば蛍光灯のワット数で掛けて割り返したらドンピシャでないにしても、よろしいですか。

ドンピシャでないにしても、このぐらいかかっていると思いますよというのであれば分かるのですが、そのようなことは調べ

たことがないのですかね。

○議長（戸澤義典君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまの維持管理経費の関係でございますが、1回目でお答えいたしました経費のほかに、町民会館全体ということで算出したものがございます。

こちらは、光熱水費で3,714万7,000円、清掃業務委託料で1,333万5,000円、冷暖房換気設備保守点検で104万円、消防用設備の点検で91万4,000円、エレベーター保守点検で145万2,000円。

配膳室の面積が45平方メートルになっておりますので、こちらをその面積で割り返した場合、5万3,888円という計算になっております。

ただ、これはあくまでも割り返した数値でありますことを御理解いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 概算ですけれども、きちんと数字をつかんでいるということですね。

こんなことに2回も3回も私の時間を費やさせないでくださいよ。

聞かれることは大体分かっていると思いますので、その面で二度手間になるようなことはしないでください。

そのようなことを考えていった場合に、もう一つ、配膳室は面積が分かっている。建築面積、床面積というのでしょうか。

建築費で割り返した配膳室の当時の金額でよろしいですから教えてください。

○議長（戸澤義典君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいま数字を持ち合わせておりませんので、後ほどでよろしいでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 質問を続けられない。

○議長（戸澤義典君） 資料が出てくるまで待ちますか。

○10番（吉住博幸君） 休憩してください。私の時間がもったいない。

○議長（戸澤義典君） 暫時休憩します。  
再開は13時30分とします。

午後1時17分 休憩

---

午後1時28分 再開

○議長（戸澤義典君） 30分前ですが、答弁ができる体制が整いましたので、休憩を解き、会議を再開いたします。

教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 資料の準備不足で大変申し訳ございません。

工事費は、総事業費で13億1,674万円であります。

これを配膳室の面積45平方メートルで割り返した金額が2,926万888円となっております。

よろしくお願いします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） ありがとうございます。

2,926万円だと。

1回目の答弁で、令和5年4月からの利用というのはお聞きしている点ですが、12月末まで18件、人数は93人、宴会で配膳室を使ったのは5件で30人となっております。

実は、町民会館をつくる时候にも、町民の利便性を最大限に高めるため、どのようにして対応していくのだと聞いたときに、当時の教育長は、広く飲食店の方々に使っていただきやすい配膳室は当然必要だと。

そのようなことの組立てでつくったものであります。

今、教育長から数字を聞きました。聞き間違いでなければ、配膳室だけで2,900

何がし、勝手に丸めると3,000万円かかっていることは、よく承知しました。

ただ、あれが20年もつのか、30年もつのか、まだ新しいほうですから分かりませんけれども、割り算の仕方ですいろいろな変わってきますが、使っても使わなくてもお金がかかっていることが分かるかなと、皆さんも計算しやすいのかなという思いであります。

そこで、大きい1項目めは、細かく聞くと三つに分かれておりますが、みんな私の頭の中ではつながっている話であります。

経費の部分でありますけれども、保健所から説明があった中では、経費という意味で漏れているものはないのかなと。

例えば、配膳室に冷蔵庫がありますよね。

私の聞き及んでいる範囲内では、配膳室の冷蔵庫の在り方、物が入っていきようが入っていないが、年間通して温度管理、簡単に言えばスイッチ入れて冷蔵機能を。

もう一度言いますよ、物が結果として入っている、入っていないに関係なく管理をしろという通達があったかのように承知していますが、私の勘違いか。

その辺を端的にお示してください。

○議長（戸澤義典君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 現在は、使用していないときはスイッチをオフにしているということでございます。

よろしくお願いします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） それでは、利用していないということが言葉的に分かるような、分からないような、もう少し詰めさせてください。

今、教育長がおっしゃった使うときを基準にしたら、例えば、第3ホールというのですか、第2ホール、そこは飲食を伴うとなった場合、何時間前からカウントするの

ですか。

保温というのか、冷蔵に対して保温でいいのでしょうかね、それも含めて何時間前からしようという感覚でいらっしゃるのでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 例えば、その日に宴会を伴う、配膳室を使用するということであれば、当日の時間にもよりますけれども、夜であれば朝から入れているという状況でございます。

よろしくをお願いします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 分かりました。

最後に聞きたいのは、先ほど、勝手に私が丸めているのですけれど、つくるに当たって約3,000万円、つくるだけにおいてです。

それから、ガス代というのも使った分ということで、利用が上がりればもちろん上がるのは当然であります。

今の段階でデータとしていただいていますから、この一つ一つは聞きませんが、3,000万円という建築費をかけているのであれば、当時の教育長がおっしゃったように、広く活用を求めるために知恵を絞るべきではないか。

使わなくても3,000万円というのは、町民の税金も含めて使ってしまったのですよ。

改めて、この宴会をやるときに2時間使うとする。

使用料が書いてありますから僕でも計算できるのですけれども、その前に業者が配膳室を使って調理する必要がないときはと書かれていますが、調理を行おうとする人は保健所に許可申請を行うと。

あの機能を利用して町民会館を利用する場合、少なくとも町民会館ばかりではなくて、保健所に対してと言っているのか、道に対してと言っているのか言葉に迷います

けれども、お支払いしなければいけないのですか。

○議長（戸澤義典君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 営業として配膳室を使用する場合、臨時営業許可の申請が伴います。

この金額については、今、手持ちがございませんけれども、その都度、保健所に届出をして手数料を支払うということでございます。

よろしくをお願いします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 秋祭りですか、神社祭り。

これは私の言葉ですけれど、あれも外で臨時的にやっている店ですから、当然かかっているものというのは、ほかの規模とかということの制限があるかもしれませんが、お金がかかるのです。

教育長、先ほどのように持ち合わせていないからと止める気はありませんけれど、お金がかかるのです。

そうしたら、簡単に言えば私の言葉ですけれども、最初、広く飲食店に利用してもらうために場所としてはあるのだけれども、わざわざあそこで、俗に言うこちらのホールを使って宴会をやるためには、何日前から保健所に出かけていって許可申請をする。

保健所は来てくれませんから、本人が保健所に出かけていって許可書をもらう、結構なお金かかると思うのです。

議長は一生懸命、秋祭りをやっていますから、逆に議長に聞いたら答えられると思うのですけれども。

そのようなことを考えていったら、飲食店も町民会館でやる魅力はあるのだけれども手が出せない、足が一步進まないというものがあるのですよ。

そこで、大きい項目の中の三つ目、なかなか私としては心地よい答弁だと感謝して

います。

ただ、細部について見直しを進めているところでありますと書いてありますが、ここが私にとっては引っかかるのですよ。

町の施設ですよ。

それなりに新年度予算、支出も収入も予算づけしないとけないのですよね。

見直すといってもその結果が私の意に反するかどうかは別ですよ。

教育長、この見直した結果はいつ出せるのですか。

○議長（戸澤義典君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 初めに、先ほど臨時営業の関係で数字を持ち合わせていないというお話をさせていただきましたけれども、1回当たり2,200円ということでございます。

次に、ただいまのいつから実施するのだということですが、教育委員会として考えておりますのは、設備・備品の物件使用料について、新年度から見直すことを考えております。

よろしくお願いします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 新年度と言ったら、令和6年4月1日からということですね。

だけど、利用者は、前もってその金額等をできる限り早い段階で承知しておきたいと。

内容を知らなければ飲食店の人も、俗に言う配膳室を利用した宴会を受注していいのかどうかという迷いがありますので、少なくともこれは私の感覚です。

3月、4月は転職、異動の時期、1日からにしてもいろいろな宴会等もありますので、議会の同意も要るかもしれませんが、少なくとも2週間前ぐらいには料金体系というのは速やかにと要望して、町民会館の話はやめます。

要望はしておきますよ。

続けて、町長の政治姿勢であります。

町長、一つだけお許しをいただきたいと思います。

先ほども教育委員会のときには、大きい項目という意味で、実は今回、二つ目の項目で町長の政治姿勢として細かく書いていますが、みんなつながっているというのが私の思いなのです。

その辺、承知しておいていただきたいと思います。

それで、小さい項目でありますけれども、まず、技術職員の確保について。

9月にも別な論点の中で、技術職員の確保ということは聞いているつもりであります。

そのとき、素直にまだ確保できていませんというお話でした。

だけど、今後、技術職というか、専門部署といったほうがいいのでしょうか、専門知識のある人がいなかったら、各部署でいろいろな問題が発生するような気がしております。

その意味で、申し訳ないけれど、あなた様の出張のことが絡んでくるのです。

例えば、札幌に出張した。

そうなれば、その用事は主たる出張目的ばかりではなくて、美幌町が抱えている今言った技術屋の話ですけれど、それこそ、答弁書にも書いてあるのは分かりますが、町長自ら行ってきたというならば、相手の学校だって、専門学校だって違ってくると思うのです。

そのようなことも含めて、町長さんは出張をうまく美幌町のために活用されているのかなと。

過去にこのような議論をされる議員がいました。

当時、もちろん平野町長ではなかったですけれど、このような言い方で質問された方がいました。

町長が本当にやってくれるなら、例えば補助金、半年東京にいてもいいのだと。

最高の喜びは、行政として予算確保、あとは職員たちに任せてやっていく、そのような組織をつくりませんかという質問された先輩議員がいました。

なるほどなど。

出張するときに一つの要件を懸案事項とするのではなく、二つも三つもと許す限り、その代わり項目は別なのですが、大きい項目では一致しています。

あなたのそばにいる副町長、そして、特別職である教育長、あなたがいなくても、体がですよ、今の世の中ですから、連絡体制としては携帯電話もあるでしょう、モバイルという仕組み、リモートというのかね、十分分かります。

この組織というのが大事だと思うのですが、何かうまくいっていないのではないかと。

特別職ですからあえて言わせてもらいますけれども、副町長も教育長も、町長さんが帰ってこなければということで、速やかな判断ができないているのかなと思うところがあるのですよね。

このようなことを言いたくないのですけれども、議場であなたの提案で決まったことも、町長さんがいませんからと平気で言われるのですから。

これで組織ですか。

個別には言いませんけれどね。

議場で決まったことであれば、町長がいがいが、町長が裏で撤回するというなら話は別ですけれど、速やかな判断もできないというのは、返す言葉として町長が帰ってきてからと平気でおっしゃる、この心境も分かりません。

各部署も直接、町長とお話する機会としてどのように時間をつくっているのか分かりませんが、もしかしたら遠慮しているかもしれない。

私は、町長が思い切って仕事するためには、自分の組織の足元を揺るぎないものにしていく。

出張に行くのはいいでしょう。

私でいう意味の出張ですよ。

部長、教育長、副町長、私の思いはこうである、この線に合わせてやってくれという信頼関係が少し薄いのではないかと、私は思います。

というのは、任されているという言葉、それは本来、本人たちの日々の打合せ、会議等で感じるものだと思いますけれども、改めて、このような方針であれば部長が判断していい、副町長が判断していい、教育長が判断していい。

これは私の感じ方ですから、皆さんは別な感覚を持っているかもしれない。

いろいろなケースで、今年からいろいろ感ずるところが、さらに強くなりました。

そこで、項目の1から3を合わせて、4番目ではないですよ、できましたら1から3を合わせて町長に御答弁いただきたいのですが。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 考え方として、今そのように議員から言われたことに対しては残念であります。

それだけです。

それと、1から3までの意味が分かりません。

答弁に書いてあるとおりでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 理解はしませんが分かりました。

町長の考えは分かりました。

第2項目めの四つ目、厳密に言いますよ。

教育環境構築の考え方についてであります。

よろしいですか。

聞いていきます。

私は、第2項目めで1回目の質問するときに、枕言葉として使わせてもらっている

のは、我々議員も、町長さんも限られた時間という意味で、あと3年4か月しかありません。

任期から言うと4年間あるのですよ。

4年間のうち、あと3年4か月、この質問を言葉として聞いている人は疑問に思うかもしれませんが、政策を進めるためには、余りにも短過ぎると思っているところであります。

それで、大きい項目の2の4番目でありますけれども、7年後か、細かい月は我々も分からないでいるのですが、図書館をつくりたい。

特に、小中一貫校を実現するためには、町長の任期が分かっているあと3年4か月以内に、思いがあるのであれば現職の町長としてどしどし進めるべきだと私は思います。

例えば、小中一貫教育をするに当たっても、人口減少、あえて言えば生徒数の減少、あと3年4か月後、別なデータを教育委員会からもらっていますけれども、1学年の入学者についてはそこまで多くない。

細かい数字、これだけは数字として教育委員会からもらっていますから、間違っていたら訂正してください。

せいぜい70人か75人だったような記憶があります。

町長の任期中、新学年の1年生を基準にしたら、その程度の人間に減っています。

8年後は、雑駁に言いますと60人程度、そう見た場合に、どうしても小学校と中学校だけは三つでやっていけないだろうと。

そうしたら町長の時代に、小中一貫校まではいかないにしても、少なくとも地ならしをしてあげなかったら、次の町長、平野町長が再選される場合は、政策という意味では間違いのない歩みはとれるとしても、次の町長が全部かぶることになると思いませんか。

であれば、全力を挙げて、私は平野町長

の最高の一般質問、ほかの方のを聞いたら町長という役割は大変だなと、でもこれは甘んじて立候補という形で、町民に訴えてその立場をいただいているわけですから。

これは議員もそうです。

精一杯やっていたきたい、そのような思いです。

特に教育制度、あれは秋田でしたか、山形でしたか、米1粒なんとやらと。

その米1粒、今腹が減っているからといって食べたら将来と。

教育制度というのはそのぐらいの腹積もりで進めるべきところは進めるべきだと。

よく、いいときはその町の町長さんはリーダーシップがあったねという言葉をよく聞きます。

失敗するとくそみそに言われます。

でも、成功か失敗かは、それこそ挑戦してやってみなければ。

ぜひ、そのようなことも含めて。

それから議会に対しても、各議員に対しても、やれることとやれないこと、遠慮なく町長もおっしゃられたほうがよろしいかなと、私は個人的感想を述べさせていただくところであります。

先ほど、前任の議員の一般質問を活用させていただきますが「えっ」と思ったことがありました。

道にも言っている、道にも説明していると言いながらも、どの場面だったか議事録をもう一度、調べればよかったのですが、私はその立場じゃないからという言葉を使われたような気がするのです。

私は違うと思う。

というのは、要望、陳情を含めてするのがこちら側とすれば、要望、陳情を含めてこちら側が納得のいく答えがもらえるかどうかは別として、こちらが主役だと思うのです。

相手はあることですから。

ですからその辺、私の解釈が至らないのかどうか。

私もこの一般質問が終わったら議事録をもう一度、見させていただきますが、私も、私は、町長が先頭を切ってがむしやらにひっぱるぐらいでなければ、だんだん人口が減ってくる。

人口が減るということは税収も減る。

国からの補助金等も減る。

今、できるときにできること、これが政治の世界だと思うのですが、思うところがあったらお答え願えないでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） ありがとうございます。

私としては、今いろいろ吉住議員が言っていただきましたことは、言葉は悪いですけど、お前しっかりやれよという励ましの御意見だと思います。

今やれることを自分の意思を持ってやるのが正しい道だと、私はそのように受け止めて、背中を押していただいたと受け止めました。

今後もしっかりきちんと皆様にやらなければいけないことを説明しながら、前を向いて行政を進めたいと思っております。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 町長という思い。

私はいつとき、私だったらという思いがありました。

なおさらこのような言い方は、その立場にもないまま、このような形で申し上げて失礼なやつだなという方が多くいらっしゃいます。

でも、町長というのは、それを背負ってやる、そして、立候補されて当選されるということは覚悟の上だと、固く思っているところであります。

先ほども生意気なことを申し上げました。

ある場面ではワンマンでいいのですよ。

ぜひ、そのようなお気持ちでやっていた

だきたいことを再度申し上げるとともに、町長、ガンガンやるためにはどうですかね。

令和6年、私の言い回しが下手なのか、間違っているのか、べらべら申し上げましたが、組織の位置づけ、何となく多くの職員の方々が、いい言葉で言えば遠慮なさっている。

それは、逆に言うと、町長が仮に美幌町を離れる場合に、この件とこの件この内容においては副町長、教育長、部長職に任せたと、このぐらいの組織をつくっておかなければ。

外に出て、ただ美幌町はいい町ではなくて、力のある町、売り込みに値するまちづくりができません。

行政の組織ですよ、後援会ではなくて。

ぜひ、自分の足元の組織を頑丈にされて、ぜひ、やっていただきたい。

それがもしかしたら、3年4か月どころか、7年4か月という立場を町民が与えてくれるかもしれない。

世の中は、だらだらとやると、めり張りがつかないということで、悪いことではないにしてもいいことではない。

任期中にやるべきこと、私はこれとこれは絶対に仕上げるのだと。

そして、将来において、私の責任でここまで仕上げるのだと。

世の中、みんな考えは違いますよ。

でも、それが引っ張っていく力だと、役割だと、私は思います。

司令官が疑心暗鬼では部下はついてこない。

逆に、司令官はどしどし部下に対して、ここまではおまえがやれよと指示はしていかなければいけない。

世の中の荒波に勝てません。

町長、その辺はがむしやらに走るときは遠慮なく走ってください。

町民からの要望もはっきりお断りする分は断る。

世の中には、言い出したらたくさんあるのです。

でも、町長が思う優先順位もある。

少なからず、この3年4か月は与えられているわけですから、ぜひ、その思いを酌んでいただきたいことを述べて、一般質問を閉じます。

ありがとうございました。

○議長（戸澤義典君） これで、10番吉住博幸さんの一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は14時20分とします。

午後2時 3分 休憩

---

午後2時20分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議会運営委員長報告

○議長（戸澤義典君） 先ほど、議会運営委員会を開きましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） 先ほど、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容と結果について報告いたします。

追加議案としまして、決議案第1号イスラエルとパレスチナの市民や子どもを狙ったすべての暴力行為を非難し、即時停戦を求める決議についてが提出されましたので、本日3日目の報告第12号経済教育常任委員会事務調査結果報告についての次に追加し、審議することに決定いたしました。

議員各位及び行政職員の皆さんの御理解と御協力をお願いして、議会運営委員長としての報告といたします。

---

#### ◎日程追加の議決

○議長（戸澤義典君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報

告のあったとおり、日程第3 報告第12号経済教育常任委員会事務調査結果報告についての次に、決議案第1号イスラエルとパレスチナの市民や子どもを狙ったすべての暴力行為を非難し、即時停戦を求める決議についてを日程に追加し、追加日程第1としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、決議案第1号イスラエルとパレスチナの市民や子どもを狙ったすべての暴力行為を非難し、即時停戦を求める決議についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

---

#### ◎日程第3 報告第12号

○議長（戸澤義典君） 日程第3 報告第12号経済教育常任委員会事務調査結果報告についてを議題とします。

本件について、委員長より報告を求めます。

7番稲垣淳一さん。

○7番（稲垣淳一君） 〔登壇〕 経済教育常任委員会事務調査結果報告について、述べさせていただきます。

令和5年第3回美幌町議会臨時会において承認された事件について、調査の結果を美幌町議会会議規則第77条の規定により、次のとおり報告いたします。

事件名、調査の経過につきましては、記載のとおりであります。

また、調査の結果につきましては、朗読をもって報告に代えさせていただきます。

調査の結果。

令和5年度美幌町予算執行方針によると、少子化による影響で児童・生徒数は減少傾向にあり、小学校においては1学級となる学年も増えている状況にあるため、少子化を見据えた小中一貫教育推進ビジョンの策定を進めるとしています。

また、令和5年度教育行政執行方針によると、今後の美幌町教育の羅針盤とも言える小中一貫教育推進ビジョンの策定を目指すとともに、今後の児童・生徒数の減少に対応した町立学校の最適化に向けた検討を引き続き進めるとしています。

第19次美幌町議会経済教育常任委員会においては、令和3年度から小学校の統廃合を含めた小中一貫教育について事務調査を行い、令和4年第11回美幌町議会定例会において「現在の小学校3校を2校に統廃合し、当面の間は小学校2校、中学校2校による施設分離型での小中一貫教育の導入を速やかに検討すべきである。なお、今後においても児童・生徒数の推移を見極め、将来的には小学校1校及び中学校1校への統廃合、あるいは義務教育学校1校への転換など、さらなる統廃合についても検討すべきと考える」との調査報告を行ったところであります。

しかしながら、令和4年度における美幌町の出生数が61名と当初の出生数の見込みを大幅に下回ったこと、さらには、令和5年度美幌町予算執行方針及び令和5年度教育行政執行方針の内容等を踏まえ、小中一貫教育における小中一貫校について再度調査することが必要との見解に至り先進地調査を進めてきたが、委員会としての意見の集約をみたので、ここに報告します。

奈良県王寺町では、現在の子どもたちは6－3制が導入された昭和20年代前半と比較すると、身体的、精神的な成長が2年程度早くなっていることから、前期（習得期）から後期（発展期）までの9年間を一貫した教育により、子どもたちの成長の節目に配慮した教育課程を編成し、実施することで義務教育全体の質の向上が期待されること、ハード面においては義務教育学校の設置に伴う新たな施設整備、改修により、施設の老朽化対策はもちろんのこと、エアコンの設置やトイレの環境改善などについても解決でき、加えて、時代に即した

必要な施設を整備することができることから、義務教育学校の設置は、教育の質の向上はもちろんのこと、老朽化している施設を整備することにより、未来を担う子どもたちに充実した学びの環境を提供できるものであり、義務教育学校を設置すべきであるとの義務教育学校設置検討懇話会の提言をもとに、町内の3小学校と2中学校の5校を2校の義務教育学校に再編・整備する王寺町義務教育学校設置に向けた基本方針を策定し、義務教育学校の設置に至っています。

王寺町における義務教育学校は、施設分離型の王寺南義務教育学校と施設一体型の王寺北義務教育学校があるが、当委員会では施設一体型の王寺北義務教育学校について調査した。

王寺北義務教育学校は、児童・生徒数が1,096人、校長や教職員、部活指導員等を含めた職員が117人となっており、整備費用は約74億5,000万円、うち特定財源が約45億円で、一般財源は約29億5,000万円とのことであります。

施設概要としては、校舎棟が約13,228平方メートル、体育館棟が約2,941平方メートル、給食施設棟が約1,759平方メートルとなっています。

施設の主な特徴としては、1、自主的に探究心が育つよう、また、低学年の児童が自由に行き来できる壁穴があり、遊び心のある開放感抜群のメディアセンターの設置、2、ベンチ代わりにもあり得る大階段が設置されるなど、ゆとりのある空間を形成し、9学年の児童・生徒や地域の方々が交流できるようなスペースの確保、3、職員室とは別に各階中央部に教員と児童・生徒がより身近な距離で接し、相談や指導等ができる教師ステーションの設置、4、学校生活や集団になじめない児童生徒へ相談室及び心の相談室の設置、5、ユニバーサルデザイン（段差解消・多目的トイレ・自

動照明等々)の採用、停電時でも対応できる太陽光発電の設置、通信確保のためのWi-Fi環境整備、炊き出し可能な給食センターを隣接して建築などが挙げられ、非常時の防災拠点としての整備も行い、児童・生徒の学習環境の向上はもとより、王寺町が掲げる「地域と共にを大切にしたい学校づくり」に相応しい施設となっています。

また、特色ある主な取組等としては、  
1、9年間の区切りについては、小学校教育、中学校教育の良さを活かしつつ、その間にある5年生から中学校1年生の課題(発達の早期化に関わる問題、学級担任制から教科担任制へ、生徒指導の手法の違い等々)を解決する発想の「4(習得期)・3(充実期)・2(発展期)制」を導入、  
2、管理職が4名、教職員以外の専門職も多く配置し、小中教職員が互いに学べるような時間や子どもとの時間を確保、  
3、ICTを活用した学校教育の実践、  
4、「総合学力調査の実施」「AIドリル(IIR理論)」「探求学習の実施」「通級指導教室の開設」など、個別最適な学びの推進、  
5、「グローバル化を見据えた英語教育の充実」「社会に参画するシビックプライドの育成」「汎用的読解力の向上」「自分らしく生きる人材を育てる探求学習の推進」「一人一人を大切にしたい教育の推進」など、未来を見据えた特色ある教育の実施などが挙げられ、豊かな人間性を育み、未来を見据えた特色ある学びに取り組んでいます。

王寺町が考える施設一体型義務教育学校のメリットは、1、1年生を迎える会や9年生を送る会、北義務まつり(文化祭)など、いろいろな学年と交流できる活動の工夫により、よりよい人間関係づくりの構築が可能なこと、行事や授業の中でともに活動する経験を通して、上級生へは「あこがれ」の念を、下級生には「思いやり」の心を持って接することのできる機会を設ける

ことが可能なこと、2、5年生の段階から一部教科担任制を導入することにより、専門性のある各教科の教員が授業を実施することで学力の向上が図られるとともに、教科の面白さや魅力を感じることができること、3、教科学習だけでなく後期課程の行事や生徒会活動など、早くから後期課程の教育活動が味わえ、より専門性の高い活動の中で個々の力の伸長を図ることができ、このような取組は「中1ギャップ」に対しても効果的であること、4、7年生に充実期のリーダーとしてリーダーシップを発揮する機会を設定することで、社会性の伸長につなげることが可能なこと、など、特色を生かした仕組みづくりを整えることで、児童・生徒の学びの効果が十分に発揮でき、校長のリーダーシップの下、学校運営を進めることが可能なことをメリットとしています。

このほか、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)による推計人口が、令和5年度時点で王寺町の人口は22,000人を割るとの予測に対し、現在の人口が約24,000人であり、義務教育学校の開設も他の子育て施策とともに効果が出ていると考えているとのことでもあります。

一方、施設一体型義務教育学校における教職員及び児童・生徒におけるデメリットは、現時点では考えられないとのことでもあります。

なお、王寺町内の義務教育学校については当初、2校とも施設一体型の建設を目指していたが、建設費が膨大であること、また校舎の耐用年数等の関係から、王寺南義務教育学校については施設分離型になっており、町長の思いとしては非常に残念な結果になったとのことでありました。

大阪府池田市では、平成19年度から小中一貫教育についての調査や研究を始め、本格実施へ向けて小中一貫教育本格実施準備会を組織し、小中一貫教育推進指針を策定した上で平成26年度から小中一貫教育

本格実施をスタートさせています。

池田市における義務教育学校は5校区に分かれており、ほそごう学園の1校区のみ施設一体型で、他の4校区の義務教育学校は施設分離型となっているが、当委員会では王寺町同様、施設一体型のほそごう学園を調査しました。

ほそごう学園は、旧細河中学校と旧細河小学校、旧伏尾台小学校が1つになった小中一貫校で、旧細河中学校の敷地を利用し、既存校舎2棟（南棟・北棟）と屋内運動場棟の改修に加えて、新棟2棟を増築した校舎となっており、総事業費は約24億800万円、財源の内訳は国庫補助金7億5,100万円、市債8億3,000万円、一般財源8億2,700万円、児童・生徒数は461人で全学年2クラス編成となっています。

施設の主な特徴としては、1、9年間の区切りの「4・3・2制」に合わせ、なるべく動線が重ならないよう別々に児童生徒用玄関を配置、2、グラウンドでの児童・生徒の活動が見えるように2階グラウンド側に校務センター（職員室）を配置、3、校務センターと教室の行き来を無くすことで仕事の効率化を図るため、3階に教師ステーションを設置、4、児童生徒の探求心とコミュニケーションの促進を図るため、図書室を中心としたメディアセンターを設置、5、主に前期課程・後期課程で使い分けるため、大小二つの体育館を設置、6、2クラス合同での授業や学年を超えたランチ会・レクリエーション等に利用できるようランチルームを設置、7、ランチルームと併設する形で、休み時間の遊び場やレクで活用できる中庭を設置、8、シンボルでもあり、100名程度の児童・生徒での集会が可能となる大階段ホールを設置などが挙げられ「子ども一人ひとりが大切にされ、子どもどうしがつながり、子どもたちが主体的に参加できる教育環境を整える」としている重点教育方針を意識した施設となっ

ています。

また、特色ある主な取組等としては、1、一定の条件のもとで市内の他の校区から入学・転入学ができる特認校制度を採用し、現在も18名の児童・生徒が通学、2、小学校と中学校の節目の曖昧による新たな気持ちの切り替えや進学した充実感の薄さを解消し、6年間の教育課程の修了という節目を祝うため、卒業式の代わりに前期課程（小学生に相当）修了証書授与式を実施、3、5年生からは学生服に準じた標準服を、7年生からは学生服を着用、4、インクルーシブ教育は個別の指導に基づき実施、5、公設のフリースクールと連携し、不登校の児童生徒に対する教育を充実などがあるが、ほそごう学園がめざす教育である「9年間一貫して子どもを育てる」ために多彩な取組を行っています。

池田市が考える施設一体型義務教育学校のメリットは、1、「4・3・2制」により、それぞれの段階で自立するタイミングがあり、子どもたちの成長年齢に合わせた教育活動の実施が可能なこと、2、1年生から4年生までの合同学習や、1年生と9年生における体育交流・給食交流など、異年齢による交流が可能となり、人との関係づくりの基礎となるコミュニケーション能力を育成できること、3、学校が統合されたことにより、地域との連携が密になったことなどを挙げ、1年生から9年生が同一建物の中で一緒に学べるということは、子どもたちにとっては好影響でしかないということを経験しています。

一方、デメリットとしては、開校当初は小中の教員が別々に職員会議を行うなど、小学校、中学校それぞれの教員間で軋轢があったとのことだが、現在は義務教育学校という概念の下、教育課題を解決するために小中の教職員が協働して、9年間にわたり子どもたちを指導・支援するための新たなステージで教育活動を行っており、現時点ではデメリットは考えられないとのこと

であります。

なお、王寺町のように子育て世代の人口が増えたとの相乗効果は見られていないようであります。

以上、2か所の先進地視察においては、施設一体型の義務教育学校は「様々な形で異学年交流」「小中教員の協働による指導・支援」「中学校教員の専門性を活かした小学校の授業への関わり」「中1ギャップの解消」など、メリットが大きくデメリットはほとんどないとの見解に至りました。

美幌町においても、令和5年度中に策定される美幌町教育大綱（案）の中で「小中一貫教育の推進」を掲げ、教育効果・教育環境の向上が期待される小中一貫教育と、町立学校の最適化に向けた検討を行うとのことであるが、令和4年度の出生数からも想定される児童・生徒数の減少及び小・中学校の老朽化などの課題解決を図る上からも、3小学校と2中学校を集約し、施設一体型義務教育学校を設置すべきであります。

ただし、義務教育学校設置に当たっては、保護者及び地域住民の理解を得ながら進めるとともに、教育委員会においては小中学校両免許を併有した教員の配置等を含めた人的支援等を積極的に行うとともに、北海道教育委員会等に対し助言・支援を積極的に求めることを提言します。

また、義務教育学校1校になった場合、給食配送が必要なくなるため、経費削減を図る上からも、供用開始後26年以上経過している給食センターを義務教育学校に併設すべきと考えます。

なお、学校等の建替え事業には多額の事業費を要し町財政への影響が懸念されるため、補助金の確保、有利な起債の借入れなど、町財政への影響を最小限に抑えるよう努める必要があります。

以上のとおり、未来を担う子どもたちにとっての教育環境の更なる充実を図り、教

育のまち美幌の実現に向け、施設一体型義務教育学校の設置を強く求め、委員会の報告とします。

以上であります。

○議長（戸澤義典君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） なかなかいい委員会報告でした。

最後のくだりのところに、なるべく経費を削減するということが書いてありましたが、この委員会報告を読んでいまして、一体型の義務教育学校となるとカリキュラムの変更があるので、美幌町の6年制、3年制の小中学校が9年制になるとすれば、カリキュラムの何が悪くて、何を目指すのか。

一つ目として、建物のことではなくて、教育制度についての言及が抜けていたのでその部分、どのような会話があったのかお聞きしたい。

それと、二つ目は、給食の配送がなくなったので、26年以上経過している給食センターというくだりがあるのですが、平成29年度に美幌町施設の総合計画、給食センターはAランク、そして、もし、統廃合になるとしても北中の体育館、美中の体育館がAランクということで、美幌町の行政施設の中で最もレベルが高いほうに入る。

ということは、これらはまだ償却が何十年もあって、経費をかけてまだ未了の建物、これが余るとなれば、どのような形で経費削減という言葉になるのか。

要するに、建てれば経費は増えますので、給食センターの場合は配送費が減っても建てる金額のほうが大きくなるので財政が圧迫するのかなと。

そのような財政計画と施設計画について、どのような会話があったのか。

この2点をお願いします。

○議長（戸澤義典君） 経済教育常任委員長。

○7番（稲垣淳一君） 恐れ入ります。

最初の質問は何教育とおっしゃっていましたか。

○議長（戸澤義典君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 義務教育。

カリキュラムが変わるということが想定されるので、その議論として今、何が悪くて何をすべきだから一体型の義務教育学校という言葉になったのかなと思ったので、その教育制度の中身について何をどう変更するのかという議論があったのであれば、あったことを教えてほしい。

なければならないでいい。

○議長（戸澤義典君） 稲垣委員長、質問の趣旨は理解できましたか。

○7番（稲垣淳一君） カリキュラムですね。

すみません、言葉がよく聞き取れなかったもので。

カリキュラムの話につきましては、残念ながら委員会の中での議論はなかったというのが、結論であります。

そして、給食センターの話、今、松浦議員から経費削減等々であれば、まだまだ耐用年数のある施設についていかがなものか、どうなのだろうという意見もありましたが、残念ながら我々としてもそこまでの議論にはなっていないというのが、委員会としての中身であります。

○議長（戸澤義典君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 昨日、大原議員の一般質問で、美幌町社会教育施設長寿命化計画の中で体育館が長期になるよ、50年を30年足してでも使いたいと。

経費削減なり、投資を有効利用するという発言があったので、たまたまそれを見るとせっかくできている。

これは、議会が認めている資料で、議会もAランクを認めているものですから、認めた議会側が古くなってから建物を建て替

えなさいというのであれば、全ての建物をいつでも建て替えることになってしまいます。

その辺の議論が、財政運営の中でなかなか厳しい状況もありますので、しっかりやるのであれば、何を削るのか、何を目的でやるのか。

当然、町長の執行方針の中で一貫校を進めます、教育長も一貫校を進めますと、ただ、一体型の義務教育学校でやるというのはまだ正式には発表されていませんので、かかる経費を相当数見ないといけないのかなと。

その場合、どうしても教育施設の長寿命化の関係とここに書いてあるAランクという部分が非常にもったいないのかなと。

あと一つ聞きたいのですが、一体型にした場合、残る学校、残る施設の有効利用をしなければ、町民に対しての説明がつかないのかなと。

僕も議員ですから、しっかりこれは使うべきだ、これに合わすわけにはいかない。

だから、一体になった後の学校の有効利用、投資の有効利用、投資してしまったものについても、償却も含めてしっかりできるよという部分があるべきかなと思いました。

その他の学校施設についての有効利用と経費の有効利用について、どのような議論があったのか、あればお願いします。

○議長（戸澤義典君） 7番稲垣淳一さん。

○7番（稲垣淳一君） 結論からいきますと、そこまでの議論には至っていない面もあります。

例えば、一体型にすれば、ほかの使えなくなる施設、もちろんそれも懸念としては十分あるのですが、そこの利用については、一体型の義務教育学校を絶対に町でつくるとなった場合、改めて我々議会の中での議論になるのかなと思っているところであります。

○議長（戸澤義典君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） ここには、強く求めるということなので、やるべきだという意見なので、行政がやりますと言った場合、今スクールバス等、公共交通も含めて、これからあと二、三年後には運送関係の人方の平均年齢が65歳を超えることになります。

それも含めて一体型となった場合、今度スクールバスだとか、交通網だとか、その部分も相当のお金がかかると思うのです。

子供たちが気持ちよく学校に行くんだとか、保護者が気持ちよく学校に送れるような行き帰りの公共交通だとか、あとはクラブの関係も含めたところで、一体型にした場合と今、今後の将来構想も含めた登下校時の負担について、子供たちそして父兄の人方にどのように負担がかかるのかという部分も何か議論があったのであれば、一言お願いします。

○議長（戸澤義典君） 7番稲垣淳一さん。

○7番（稲垣淳一君） そのような懸念、思いは、もちろん議員個々で持っていたと思いますが、まず今回、我々委員会が所管事務調査をするに当たって、昨年度、第19次の経済教育常任委員会の中で、小中一貫教育を進めていくのだという話があり、さらに、ここにも書いてありますけれども、昨年度の出生数、また今後の出生数等々をいろいろ検討した中で、今の中学校2校、小学校3校がもたなくなるだろうということは、いろいろ想像ができるようになる。

それであれば、いち早く、一体型の義務教育学校を進めていくべきだ、それがまた子供たちの教育環境を守ることにもなるし、少ない人数でもより質の高い学校教育ができるのではないのかと。

先ほど、カリキュラムがどうなのだという話にうまく答えられなかった部分は申し

訳なく思いますけれども、昨年の委員会から深掘りすることでそのような懸念を委員全員が持つことができ、義務教育学校をしっかりと研究するものに値するのではないかと、今回の中身に至ったのがまず基本としてあります。

その中で今、松浦議員が懸念する部分については、もう一度言いますけれども、委員の中でそこまで深掘りした意見交換はなかったということでもあります。

強く求めるという我々の思いとしては発信していますが、今後また、細かい部分については、それぞれ議論していくものになるのであらうと考えております。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） 何点か。

まず、よくここまで突き詰めて、先の先を見て、施設一体型の義務教育ということをやってくれたなど、そこは敬意を表するところであります。

ただ、この議論をする中で、やはり一体型となるとどこの学校にするのか、あるいは新設なのか。

例えば、今の学校ですとすれば、これは一度、議場の中でも問題になりましたけれども、体育館だとかグラウンドだとか、そのようなものについて委員会の中でお話が出たのかどうか。

それと、松浦議員も言っていました給食センター、これを一緒にやるとすればお金がかかると思うのです。

また、場所も必要になってくる。

その辺のお話も委員会の中で出たのか。

それともう一つ、多分、委員会報告が書き終わった後、町からコンパクトシティーの説明があったと思うのです。

例えば、コンパクトシティーを町が進めるとすれば、構想の中で学校は、自ずとして町の中になると思うのです。

これが郊外になれば、町の構想と違って

くる。

今ここでコンパクトシティの話をして、委員会としては先にやっているから遅いので、委員長に聞くのは酷なのですが、委員会外の話ですけれども、コンパクトシティの関係などで委員長の考えがもしあれば、教えていただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 7番稲垣淳一さん。

○7番（稲垣淳一君） 多分、最後の質問が全てになるかと思います。

給食センターの場所だとか、位置問題だとか、そのようなことで多分、三つ御質問があったかと思います。

最後の話に集約されることの考えでよろしいでしょうかね。

答えとしては。

まず、委員会の中での話でいけば、給食センターを一体化するといいますか、併設するというのは、王寺町の義務教育学校を見た中で、我々の感覚としては非常にコンパクトで、また、栄養士さんと子供、または先生との距離が非常に近い。

栄養士さんのブログを拝見しましたが、そのような中で給食のおいしさ含めて、常に栄養士さんと話ができる状況が非常に望ましいなと思い、それも含めて一体型といいますか、併設するのがよろしいという意味で書いた次第でもあります。

今言った26年たったという部分は、公共施設の中ではまだまだ新しいほうだという考えもありますけれども、そのような思いも入れてここに提言したものであります。

では、場所についてはどうなのだろうということで、大原議員からの御指摘がありました。

コンパクトシティといいますか、この間の都市計画審議会ですか、確かに報告書を全て出し終えた後の話であるので、大原さんは私個人の考えを述べよ、述べても構わないというお話だったのでお話しします。

やはり、町では現在、コンパクトシティ、役場から半径2キロぐらいでまとめていくのが、今後のまちづくりにとってはいいのではないかと。

まだまだ中間の話ではありますが、今後そのような話を取りまとめている中では、郊外にしないという場所の話は正直、委員会の中では出ていません。

その辺、突き詰めるところが弱いと言われればそうなるかもしれませんが、まず我々は、この義務教育学校という仕組み、施設の重要性を第一に考えて、その建設に向けて進むべきであるという考えに至った次第であります。

繰り返しますが、詳しい位置等々について、残念ながらまだそこまで明確に言えるものはございません。

○議長（戸澤義典君） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） 19次の報告に基づいて今回視察されたということです。

私は19次のときに担当しておりましたが、このことについて、ちょうど町も教育委員会も令和6年度に一定程度、方向性を出すと、そのタイミングに合わせて適切な2か所を視察されてまとめられたということは、評価したいと思います。

それで、王子北義務教育学校というのは千人規模ですから、一体化になったときに、美幌町の児童生徒数と似たような規模になるかと思いますが、中学校になると部活動がありますよね。

もう一方の学校には大小の体育館があるということだったので、こちらの王子北は体育館が一つで小中と上手に使い分けをしていたのか、それとも、二つの体育館を整備されていたのか。

あるいは、グラウンド、特に、部活になると小学校と違って結構広く使ったりするので、面積的に見てどうだったのか。

その辺、施設の状況が分かりませんので、教えていただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 7番稲垣淳一さん。

○7番（稲垣淳一君） まず、生徒数におきましては、王寺町は今1,000人程度、教職員を入ると1,100人を超えるということになります。

今、美幌町の教育委員会から先般いただいた資料を見えています。

教職員の数は見当たりませんが、令和5年10月現在の児童生徒数は1,147人。

例えば、この後、出生数の関係があつて5年後といえますか、令和11年には小中合わせて818人という数字になります。

それも普通級と特別支援級合わせた人数で818人と、教育委員会からの資料をいただいているところであります。

ですから、生徒数の規模からいって、王寺北義務教育学校というのは、非常に見るに足る十分な学校であったと委員一同思っております。

あと、グラウンドにつきましては現在造成中という部分もありました。

建物自体は完成しているのですが、外構工事等は今やっている最中ということでもあります。

あと、体育館も一つあるのですが、余り雪の降らない町でもありますので、9年間といえども時間内に外と中と、その辺はうまく使い分けると聞いているところがあります。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで質疑を終わります。

以上で、経済教育常任委員会事務調査結果報告を終わります。

---

#### ◎追加日程第1 決議案第1号

○議長（戸澤義典君） 追加日程第1 決議案第1号イスラエルとパレスチナの市民

や子どもを狙ったすべての暴力行為を非難し、即時停戦を求める決議についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

11番大江道男さん。

○11番（大江道男君） 〔登壇〕 決議案第1号イスラエルとパレスチナの市民と子どもを狙ったすべての暴力行為を非難し、即時停戦を求める決議案の提案理由を申し上げたいと思います。

案文は既に配信されているということで、提案理由を申し上げたいと思います。

10月7日に始まりましたイスラエルとパレスチナの紛争は、戦闘開始から2か月余りを経過いたしました、この瞬間も紛争が続いているという非常に緊迫した状況でございます。

ガザ市街では無差別の爆撃が繰り返され、その攻撃対象は病院、救急車、難民が避難するキャンプ場、これらが攻撃されておりまして、死者数は既に1万8,000人を超えるという状況です。

犠牲者の大半が民間人であり、さらに深刻なのは、民間人犠牲者の6割以上を子供が占めていると。

民族皆殺しとも言える悲惨な状況でございます。

この事態に対して、国際世論を反映して、戦闘の休止、停止を求める国連総会が2度開催され、特に、昨日開かれた2度目の緊急総会は、加盟国193か国中153か国、実に8割の圧倒的多数が賛成する中で、即時の停戦を求めるという決議が採択されたところであります。

しかし、イスラエルは戦闘の継続を明確に表明しているという状況です。

目を転じて、我が国の現在の憲法は、過去の大戦の大きな反省のもと、その前文で我々は、全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認すると宣言しておりま

す。

この立場から、昨日採択された国連総会の人道目的の即時停戦決議に従い、全ての当事国は国際法を遵守し、暴力行為を直ちに中止すべきであり、市民や子どもを狙ったすべての暴力行為を非難し、さらなる犠牲者を生まないためにも国際社会は連携し、即時停戦を働きかけるよう強く求め、決議するものであります。

本文は配信されているとおりでありますので、朗読は省略いたします。

以上、提案いたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、決議案第1号イスラエルとパレスチナの市民や子どもを狙ったすべての暴力行為を非難し、即時停戦を求める決議についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 議案第59号

○議長（戸澤義典君） 日程第4 議案第59号オホーツク町村公平委員会規約の変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二君） 議案書13ページになります。

議案第59号オホーツク町村公平委員会規約の変更について御説明を申し上げます。

地方自治法第252条の7第2項の規定

により、オホーツク町村公平委員会規約の一部を次のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料2ページをお開き願います。

資料1、議案第59号関係。

オホーツク町村公平委員会規約の変更に

ついて。  
変更目的でございますが、オホーツク町村公平委員会の共同設置地方公共団体長を令和6年4月1日から変更することに伴い、規約を変更しようとするものであります。

変更内容でございますが、組合格約第3条第1項中、共同設置地方公共団体長を大空町長から興部町長へ変更するものです。

根拠法令等は地方自治法。

施行日は令和6年4月1日であります。

以上、議案59号について御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第59号オホーツク町村公平委員会規約の変更に

ついてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決

されました。

---

#### ◎日程第5 議案第60号

○議長（戸澤義典君） 日程第5 議案第60号美幌町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 議案書の14ページになります。

議案第60号美幌町税条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町税条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明申し上げますので、参考資料の4ページをお開き願います。

資料2、議案第60号関係。

美幌町税条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、地方税法の一部改正に伴い、所要の税条例の改正を行おうとするものでございます。

改正内容でございますが、国民健康保険税について、産前産後期間の保険税免除に関する規定を設けようとするものでございます。

令和6年1月より、子育て世帯の負担軽減や次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者分としてかかっている保険税のうち所得割及び均等割について、産前産後期間相当分を免除するため、所要の改正を行うものでございます。

具体的には、以下に記載もございしますが、免除額につきましては、均等割、所得割、それぞれ出産される被保険者分としてかかる年額の12分の1の額を算出の上、それに免除対象月数を乗じた額が免除額となります。

なお、記載はございませんが、課税額が最高限度額となっている方につきましては、免除してもなお最高限度額を下回らない場合には、実質的に免除にはならないといった場合がございます。

次に、免除対象期間につきましては、令和6年1月以降を対象期間としまして、免除の月数につきましては、基本的に出産予

定月の前月から4か月分が対象となります。

また、双子など多胎妊娠の場合につきましては、出産予定月の3か月前から6か月分が対象となります。

免除期間の例といたしまして表を掲載してございますが、免除の対象者は、令和5年11月1日以降に出産予定の方となりますが、例えば、表一番下の令和6年2月にお子様をお一人出産予定の場合、出産予定月の前月である令和6年1月から令和6年4月までの4か月分が免除月数となります。

出産予定が2月以降の場合は、今後全て4か月分となりますが、出産予定が令和6年1月の場合ですと、免除対象期間は令和6年1月以降であり、出産予定月の前月、令和5年12月は免除対象期間ではないということから、免除対象月とならず、1月以降の3か月分が免除されるということでございます。

参考に、今年度分における免除対象者数などについて御説明させていただきますが、今年度分の免除対象者は現在、合計で5名が対象となり、11月、12月の出産、または予定者はなく、1月出産予定が1名、2月出産予定が4名の計5名となっております。

そして、免除額につきましては、5名の合計で9万9,500円を見込んでございます。

また、この免除に対しましては財政措置がなされることとなっております、国、道からの負担金に、町一般会計の負担金と合わせまして、国保特別会計に繰入れされる予定となっております。

対象となります方々の実際の手続方法につきましては、免除の届出書を提出いただくこととし、出産予定の6か月前より提出が可能となっておりますことから、実際の登録方法は、母子手帳交付の機会に併せて免除についての内容説明を行うとともに、

届出書の提出をいただき手続を進めていく  
ことで考えてございます。

また、既に母子手帳交付が済んでいる方  
につきましては、個別に御案内する予定で  
ございます。

参考資料5ページから8ページに新旧対  
照表を添付してございますので、御参照い  
ただければと思います。

根拠法令は地方税法。

施行日は令和6年1月1日ございま  
す。

以上、議案第60号につきまして御説明  
申し上げました。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行  
います。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） 部長から、既に母  
子手帳が交付されている方は、直ちに案内  
したいということだったのですが、この条  
例が可決されたら、今月中にそのようなこ  
との案内をなされるのか、それとも、施行  
日が来年1月1日ということなので、1月  
に入ってからなのか、その辺が分かれば教  
えてください。

○議長（戸澤義典君） 税務課長。

○税務課長（松尾まゆみ君） 上杉議員の  
御質問にお答えいたします。

御案内につきましては、対象者の方を一  
定程度拾わせていただいておりますので、  
できるだけ早めに御案内をさせていただき  
たいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はあり  
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで質疑を終わ  
ります。

これから、議案第60号美幌町税条例の  
一部を改正する条例制定についてを採決し  
ます。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成  
の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決さ  
れました。

---

### ◎散会宣告

○議長（戸澤義典君） 以上で、本日の日  
程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後3時16分 散会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員